

第4章

実現方策と実施事業

第4章 実現方策と実施事業

4-1 推進する実現方策（基本施策）

4-1-1 安全な水の安定供給（安全）

- 水安全計画に基づく水源から給水栓に至るまでの水質管理を徹底し、安全な水の供給に努めます。
- 老朽化した本郷浄水場は、小岩井浄水場の耐震対策完了までの当面の間、機能維持に努めます。
- 将来の水需要予測に応じた水道施設規模の適正化を図り、効率的な水運用、施設運用を推進します。

4-1-2 災害等に強い水道（強靭）

- 令和12（2030）年度までに「耐震化計画」を策定し、小岩井浄水場の耐震化事業を着実に推進します。
- 小岩井浄水場以外の浄水場や取水施設等の基幹施設について、設備等を含めた老朽化対策、耐震化を着実に推進していきます。
- 基幹管路の耐震対策を着実に実施していきます。
- 基幹管路以外の管路についても、重要度を勘案した耐震対策を推進します。
- 県水を有効活用したバックアップ体制の維持等、有事における安定給水方策を推進します。
- 大地震や風水害等の大規模自然災害や不測の事態等に対応した、総合的な危機管理体制を構築します。

4-1-3 経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）

- 事務事業の見直しにより、経営の健全化に努めるとともに、適正な受益者負担に基づいた財源確保による経営基盤の強化を図ります。
- 水道事業の人的資源確保のため、専門性の高い職員の育成をはじめ、組織体制の強化を進めます。
- 更なる業務委託の推進など、官民一体となったパートナーシップの構築に努めます。
- 水源の上流域に位置する水道事業体として、水源林の保全や啓発活動を進めます。
- 利用者のニーズにあった情報提供や広報活動を行うとともに、利用者の声を今後の事業経営に反映させます。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、人手不足対策や業務効率化に努めます。
- カーボンニュートラルを推進し、電力消費量の削減と二酸化炭素の排出を抑制するよう努めます。

4-2 基本施策に基づく実施事業

施策別の実施事業は以下のとおりです。

基本理念	目標	実施事業
将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するため、経営基盤の強化を図ることともに、「災害に強い水道施設の構築」と「施設の適切な維持管理」を取り組み、「持続可能で信頼される水道」を実現します。	安全 安全定な水の供給	<p>1 水安全対策事業</p> <p>2 取水・浄水・配水施設等整備事業</p> <p>3 老朽管布設替事業</p> <p>4 配水管網整備事業</p> <p>5 配水管等維持管理事業</p>
	強靭 強災害水道に	<p>1 施設耐震化事業</p> <p>2 基幹管路耐震化事業</p> <p>3 危機管理対策事業</p>
	持続 経営基盤の強化による持続可能な水道	<p>1 財政健全化事業</p> <p>2 人材育成事業</p> <p>3 官民連携推進事業</p> <p>4 水道水源保全事業</p> <p>5 水道広報事業</p> <p>6 DXの推進</p> <p>7 カーボンニュートラルに向けた取組の実施</p>

※ 持続の 6 と 7 は今回新たに実施する事業

4-2-1 「安全な水の安定供給」を実現するために

1) 水安全対策事業

本市の水源の8割以上を占める河川水は、自然災害や水質汚濁等の影響を受けやすく、年間を通して安全な水を安定的に供給するためには、適切な水質管理が重要です。

毎年度策定している「飯能市水質検査計画」に則り、定期的な水質検査の実施と検査結果の公表を行います。

また、策定済みの「飯能市水安全計画」を適切に運用し、監視体制の強化と水質管理を徹底していきます。

2) 取水・浄水・配水施設等整備事業

取水場、浄水場、配水場、ポンプ場ほか各施設における機械・電気・計装設備を中心に、耐用年数等を勘案しながら、更新及び機能維持のために必要な整備を行います。

3) 老朽管布設替事業

飯能駅周辺の老朽管（普通鋳鉄管）の布設替工事（赤水対策）については、令和12（2030）年度を目標に完了を目指します。

上記以外の老朽管については、緊急度や優先度を勘案しつつ、その他の事業と調整しながら積極的に布設替えを実施し、それに併せて耐震化を推進します。

また、管網解析システムを活用した適正口径の検討により経費の節減を図るとともに、基幹管路には耐震管を布設します。

4) 配水管網整備事業

土地区画整理事業や下水道事業の進捗に併せて実施する配水管網の整備のほか、市の基本施策等に関連した新たな水需要の増加や給水区域内における新規要望等に対処するため、配水管の新規布設や水圧等の適正化を図るための管網の整備を、関係機関と十分に調整し着実に実施します。

5) 配水管等維持管理事業

配水管の老朽化等による漏水により有収率が低下傾向であることから、効率的な漏水調査の実施により漏水の早期発見に取り組むとともに、漏水修繕工事の迅速な対応による漏水量の抑制に努めます。

また、管網解析システムを活用した水理解析等により、有収率の向上に向けた配水管等の適正な維持管理を行います。

4-2-2 「災害に強い水道」を実現するために

1) 施設耐震化事業

小岩井浄水場は、本市の基幹浄水場であり、大規模災害時にもその機能を維持できるよう、十分な耐震性を有する必要があります。当浄水場は、浄水施設等再構築事業により順次、施設や設備の更新、耐震補強工事を行ってきましたが、機械・電気・計装設備の老朽化が進行しているとともに、耐震補強工事が必要な施設が残っています。

浄水機能を維持したまま耐震補強工事が可能であるか等について、現時点での可否が明らかではないため、今後の5年間において耐震化方針を検討します。

本郷浄水場については老朽化が進行し休止を予定していますが、小岩井浄水場の耐震化事業が完了するまでは、その浄水機能を維持します。

小岩井浄水場及び本郷浄水場以外の施設については、水道施設全般におけるダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）等を検討することで、施設の効率性の向上を図ることとします。

「耐震化計画」については、令和12（2030）年度までに策定することとします。

2) 基幹管路耐震化事業

令和8（2026）年3月末時点での重要給水施設は下表に示すとおりです。当該施設への管路を基幹管路として位置付けるとともに、県水受水場から飯能市役所（表中1）までの未耐震の管路を、上下水道一体の耐震化事業の最重要給水施設として優先的に耐震化を推進していきます。

重要給水施設（令和8（2026）年3月末時点）

番号	施設名	番号	施設名
1	飯能市役所	12	東吾野地区行政センター
2	富士見地区行政センター	13	原市場地区行政センター
3	飯能中央地区行政センター	14	名栗地区行政センター
4	第二地区行政センター	15	飯能日高消防署
5	精明地区行政センター	16	飯能市民体育館
6	双柳地区行政センター	17	飯能中央病院
7	加治地区行政センター	18	佐瀬病院
8	加治東地区行政センター	19	飯能整形外科病院
9	美杉台地区行政センター	20	はんのう内科・腎クリニック
10	南高麗地区行政センター	21	中央公園
11	吾野地区行政センター		



3) 危機管理対策事業

異常気象の影響や社会環境の変化に伴い、これまでに想定していなかった災害に関する新たな事象が数多く発生しています。

非常時においても水道水を安定的に供給していくため、危機管理計画や事業継続計画(BCP)等について、実態に即して隨時見直しを行います。また、実践的な応急復旧訓練の実施や応急復旧資材の確保に努めるなど、総合的な危機管理体制の強化を図ります。

4-2-3 「経営基盤の強化による持続可能な水道」を実現するために

1) 財政健全化事業

施設の老朽化対策や耐震対策に多額の費用を要する状況ですが、人口減少に伴い料金収入の増加が見込めないため、必要な対策が実施できないまたは大幅に遅れるおそれが生じています。

事務事業の見直し等により、経営の健全化に努めるとともに、適正な受益者負担に基づいた財源確保等、経営基盤の強化を図ります。

2) 人材育成事業

職員定数の削減や経験豊富な職員の退職等により、水道事業においては、人材不足と技術力の低下が課題となっています。将来にわたって事業を安定的に継続していくためには、水道事業全体をマネジメントできる人材や技術面において総合的な知識と経験を有する人材のほか、様々な業務に専門性を有する職員を育成し、その人材を適切に配置できる組織体制を構築していく必要があります。蓄積された知識やノウハウを集約し、活用するとともに、技術研修等に積極的に参加できるような環境づくりと将来を見据えた計画的な人材育成を推進します。

3) 官民連携推進事業

水道事業体のみならず、水道に携わる民間事業者においても、高齢化や人材不足による技術力の低下が深刻化しています。将来にわたって持続可能な水道経営を行っていくためには、更なる業務の委託化が急務であることから、業務受託者の育成・活用(活性化)に取り組み、民間活力を利用した経営基盤の強化を図ります。

4) 水道水源保全事業

水道事業者にとって、良質な水源保全は、給水の安定性や持続性の確保に必要不可欠です。

水道週間や各種イベント等を通じて、水道利用者に対して水源の大切さや水道に対する理解を深めていきます。また、水源の上流域に位置する水道事業体として、水源及び上流域の水辺環境の保全に努めます。

5) 水道広報事業

利用者が求める水道に関する情報について、広報紙やホームページ等を通じて、積極的に情報提供をするとともに、水道利用者の声を積極的に収集し、経営改善等に努めます。また、事業計画や重要案件については、「飯能市水道事業運営審議会」に諮り、学識経験者や水道利用者等の意見や要望を的確に捉え、事業の透明性を確保しつつ、今後の事業経営に反映させます。さらに、昨今の大規模災害や管路事故等について、改めて水道施設の重要性が問われていますが、施設の維持や更新に多額の費用が必要となります。施設や経営状況についての情報を公開し、市民の理解が得られるよう努めています。

広報等による様々な情報提供等により、利用者の信頼確保や満足度の向上に努めています。

6) DX 推進事業

社会生活やビジネスにおけるデジタル化の急速な発展と少子高齢社会による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足への対応、業務効率化やコスト削減に向けて、様々なデジタルコンテンツが開発されています。

本市においても、検針員の高齢化が進んでおり、スマートメーターによる検針業務の効率化や漏水の早期発見を検討しています。

7) カーボンニュートラル推進事業

水道事業は、国内の総電力使用量の約1%を消費するエネルギー消費（二酸化炭素排出）産業の側面を有しており、地球温暖化対策として、省エネルギーや再エネ導入の推進が求められています。

電気自動車の導入、施設への太陽光発電設備の設置、インバーター制御機能付きポンプへの切替え等、効果的な施策を検討します。

4-3 その他の施策

4-3-1 有間ダムの維持管理等について

埼玉県営の有間ダムは、埼玉県、埼玉県企業局及び本市の3者による共有財産であり、埼玉県飯能県土整備事務所が施設の管理を行っています。本市水道事業は、毎年計上される維持管理費のほか、期間を定めて実施する堰堤改良工事や設備更新工事、台風等により被災した場合の災害復旧工事に対して、市の共同持分割合（19.2%）に応じた費用を負担しています。

有間ダムは昭和61（1986）年3月の完成から40年が経過し、本市の水道施設と同様に老朽化した設備の更新時期が到来しています。埼玉県が所有する全てのダムを対象に「長寿命化計画」を策定し、計画的に更新工事を実施していく予定となっています。

本市においても、通常の管理費のほか、更新工事に対する費用負担が継続的に発生することとなります。

4-3-2 未給水地域への対応について

未給水地域への給水方策については、独立採算制を基本とする水道事業では、財政面や施設の効率性等に課題があるため、新たに給水区域を拡大し、上水道を布設することは難しいことから、「飯能市山間地域給水施設整備費等補助金交付要綱」を作成し、未給水地域における「給水施設の新設」「給水施設の改修、修繕」について、一般会計から補助金を交付することで対応しています。

今後も未給水地域に対しては、補助金制度で対応し、必要に応じて補助金交付要綱の見直しを行います。

（令和6（2024）年度末現在の未給水地域の状況）

地区	人口	未給水世帯
南高麗地区	56人	25戸
吾野地区	315人	179戸
東吾野地区	112人	65戸
原市場地区	135人	77戸
名栗地区	9人	6戸
合計	627人	352戸

第 5 章

投資・財政計画

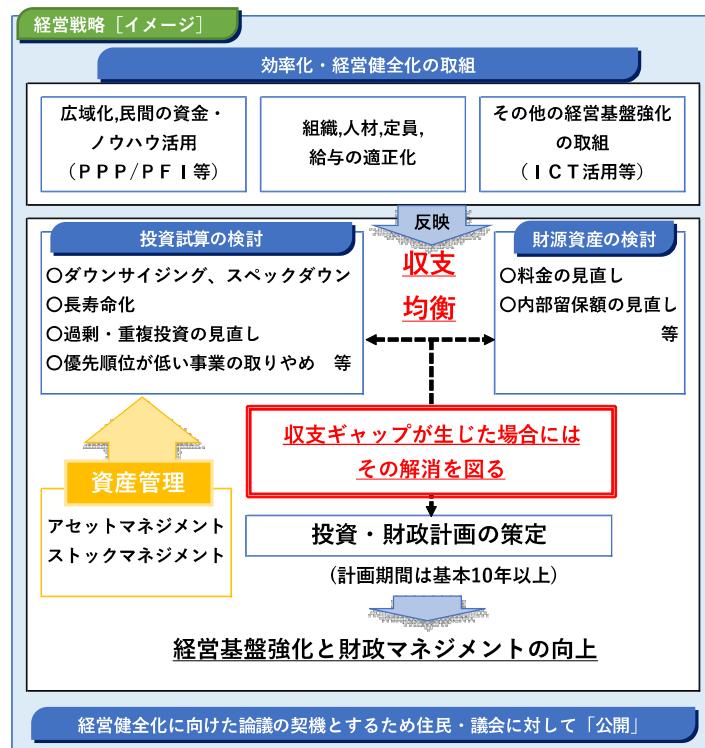
第5章 投資・財政計画

5-1 経営戦略の基本方針

本市の水道施設は、高度経済成長期に急速に整備されたものが多く、老朽化が進行しているため今後は大規模な更新を進める必要があります。これらの老朽化した施設を法定耐用年数（地方公営企業法施行規則別表第2号）に準じて更新を行った場合、莫大な更新費用が必要になる一方で、更新時期にバラツキがみられ、年度ごとの投資額に大きな差が生じるため経営状況が大変不安定になります。

安定的に事業を運営しながら、老朽化施設の更新を着実に推進するためには、更新需要を的確に把握した上で、施設の更新費用を平準化した財政収支見通しを行い、必要な資金を確保するための計画の策定が必要になります。

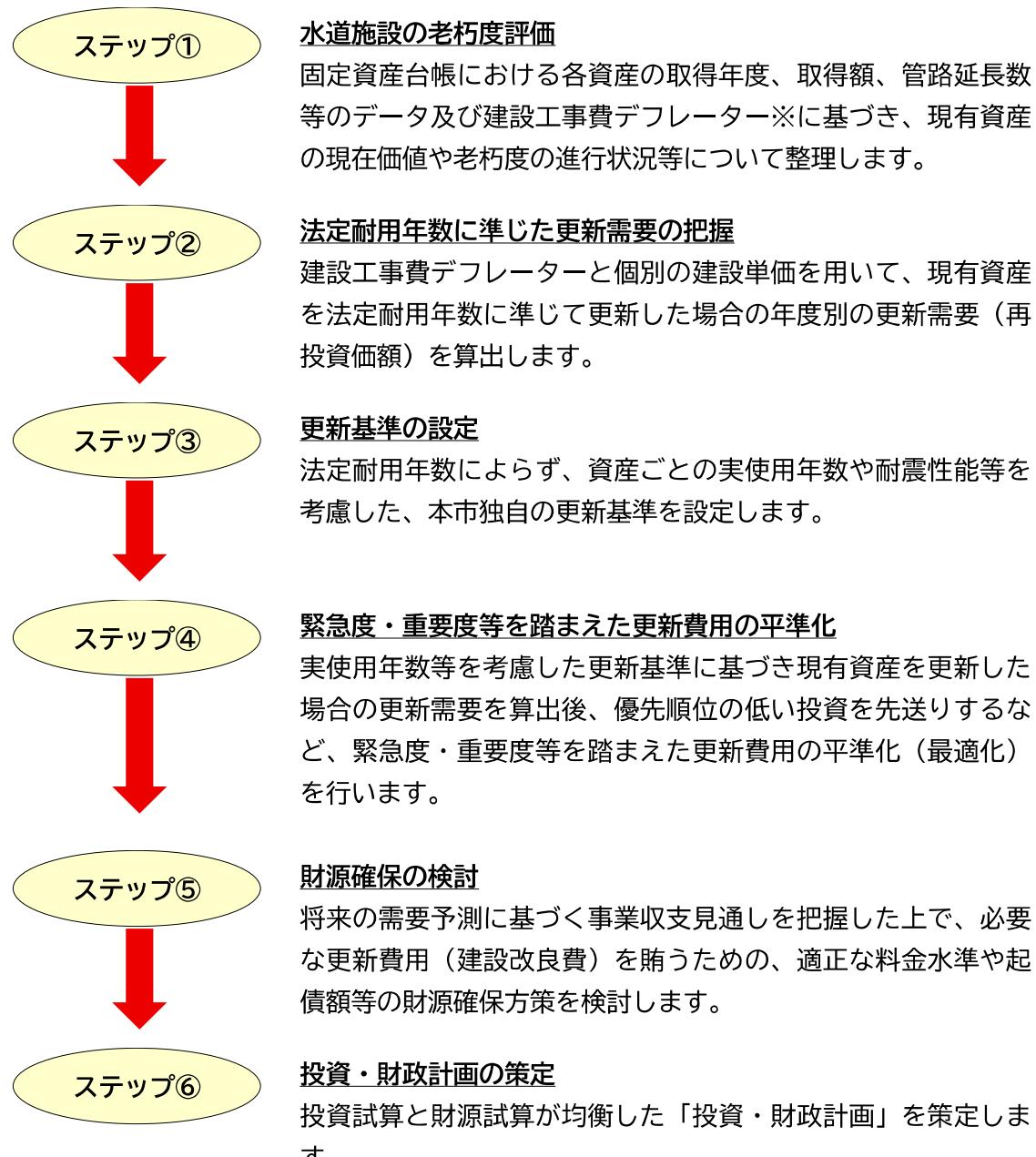
本ビジョンでは、基本理念に基づいて設定した個別事業を着実に実施するための経営戦略として、①中長期的な将来需要を適切に把握するとともに、アセットマネジメントの知見を活用して、その最適化を図ることを目的とする投資試算と、②必要な需要額を賄う財源を経営の中で計画的かつ適切に確保することを内容とする財源試算を行い、③この両者が均衡する今後10年間の「投資・財政計画」を策定します。



経営戦略の流れ

【出典】水道事業経営の現状と課題（総務省）を参考

(投資・財政計画の手順)



※建設工事費デフレーターとは、建設統計数値で、国土交通省が作成している名目工事額を実質工事額に換算するための指標。生産性の向上と指標の代替等によるウェイトの変化を考慮して、5年ごとに改定され、建設工事に投入される資材・価格変動の変化と利潤等を加重して作成される。

5-2 投資・財源試算

5-2-1 投資試算の方針

本ビジョンの計画期間（以下、計画期間を示す場合は、本ビジョンの計画期間をいう。）における投資については、以下の方針に基づき実施します。

1) 新規投資について

事業規模の適正化を重視し、事業が将来にわたり採算性を有しないもの（過剰投資となるもの）は、原則行わないこととします。

2) 施設更新

過大投資や重複投資とならないように、将来の需要予測を踏まえ、必要に応じてダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）を検討し、施設の効率性を高めるとともに、ランニングコストの低減を図ります。

3) 老朽管の更新

重要度や老朽度評価による順位付けをして、一定の更新基準により優先順位の低い投資を先送りするなど、投資額の平準化を行います。また、管網解析システム等の活用により、適正口径での布設替えによる工事費用の低減を図ります。

4) 施設の長寿命化

水道施設全般について、適切な維持管理等により長寿命化を図ります。

5-2-2 財源試算の基本方針

財源の試算に当たっては、更なる業務の改善・合理化・効率化を務め、経費削減を図りながら、次の考え方に基づき、投資計画を確実に実施していく財政計画を策定します。

1) 財源確保方策の検討

財政健全化法に基づく健全化指標等に十分留意し、資金不足や債務超過にならないよう、必要な財源を確保するための方策を検討します。

2) 収益確保の方法

料金改定を行う場合は、能率的な経営を前提とする適正な原価を基礎として、健全な経営を確保することができる水準によることとし、社会状況や利用者間の負担の公平性に配慮し、必要に応じて料金水準、料金体系（基本料金と従量料金の比率等）の見直しに取り組みます。

3) 企業債

投資の主要財源である企業債については、世代間の負担の公平性に配慮し、起債額及び残高を適正な水準で管理します。起債額の設定に当たっては、内部留保資金を給水収益のおよ

そ1年分相当の約13億円確保し、自己財源で賄いきれない分を企業債で賄うこととします。

なお、企業債は、基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、料金算定の際には、原価計算において適正な事業報酬（資本費用）を含めることとします。

4) その他財源の確保

水道事業は独立採算制を原則としていますが、能率的な経営を行っても採算性を見込むことができない事業等に要する経費については、一般会計部門と協議し、適正な財源確保を図ります。

5) 消費税率

消費税率の引上げについては、消費税の負担を円滑かつ適正に利用者に転嫁することを基本としているため、法令等に基づき適切に対応します。

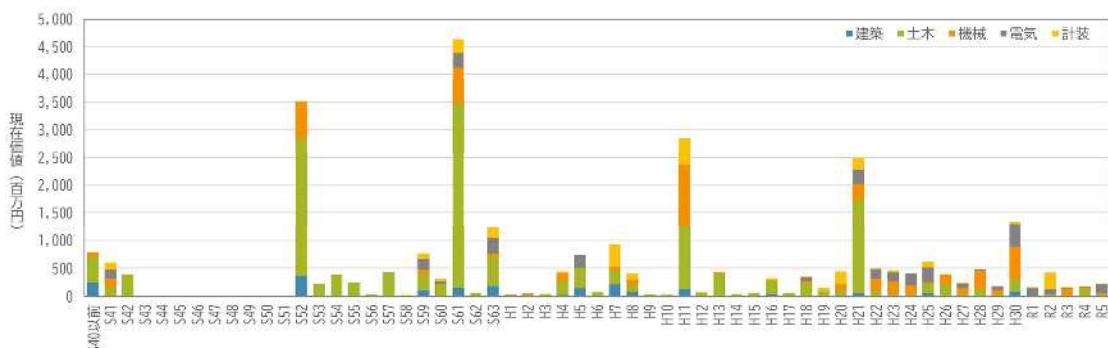
5-3 投資試算

5-3-1 水道施設の老朽度評価

ステップ①

1) 構造物及び設備 (P19 再掲)

本市の水道施設（構造物及び設備）は、昭和 50～60 年代に整備されたものが多く、建設から 40～50 年が経過しています。今後、土木施設が耐用年数（60 年）を迎えるため、更新等の対応が求められます。土木施設よりも耐用年数が短い機械・電気・計装設備については、これまでに更新、修繕等の対応を行っておりますが、老朽化が進行している設備が多く残っています。



構造物及び設備の年度別取得額（令和 6（2024）年度現在価値）

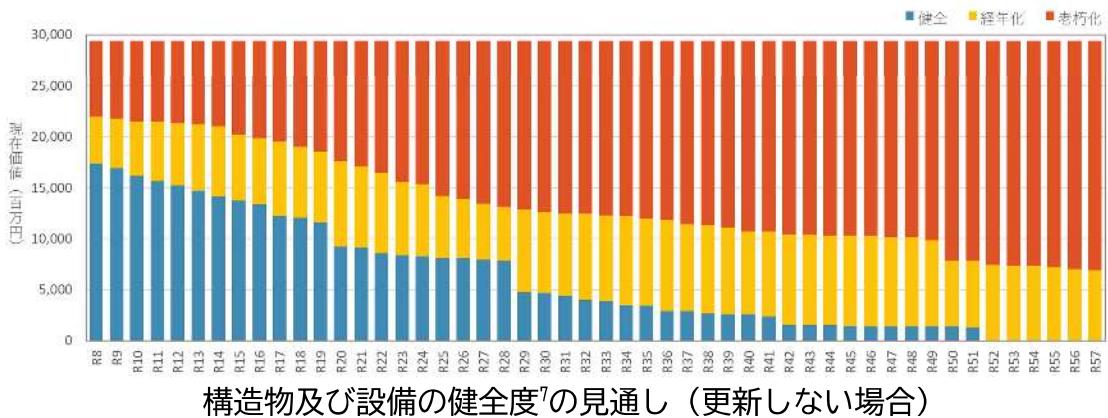
【主な建設改良工事の概要】

昭和 30～40 年代 : 本郷浄水場の拡張

昭和 50～60 年代 : 第 3 期拡張事業（有間ダム、小岩井浄水場ほかの築造）

昭和 60～平成 10 年代 : 給水区域の拡張（永田台・赤沢・坂石配水場の築造ほか）、県水受水場の築造ほか

平成 20 年代 : 小岩井第二配水池、大河原第二配水池の築造、機械・電気・計装設備更新ほか

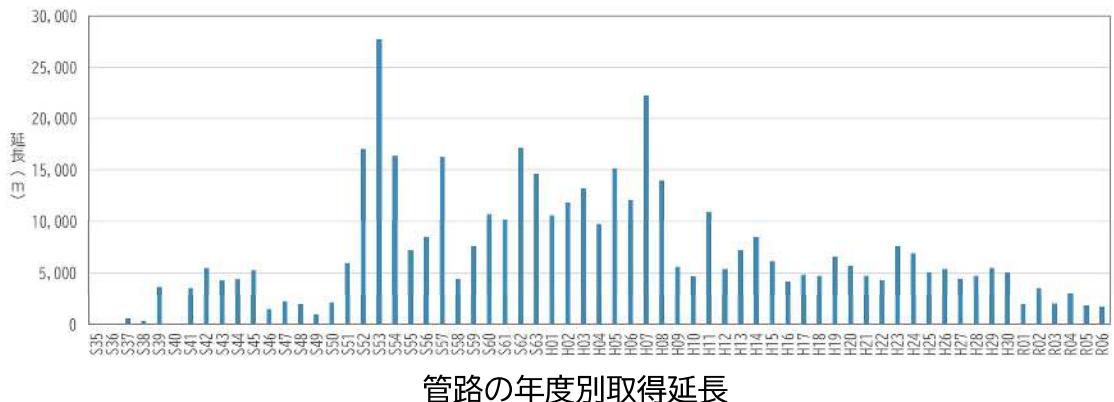


構造物及び設備の健全度⁷の見通し（更新しない場合）

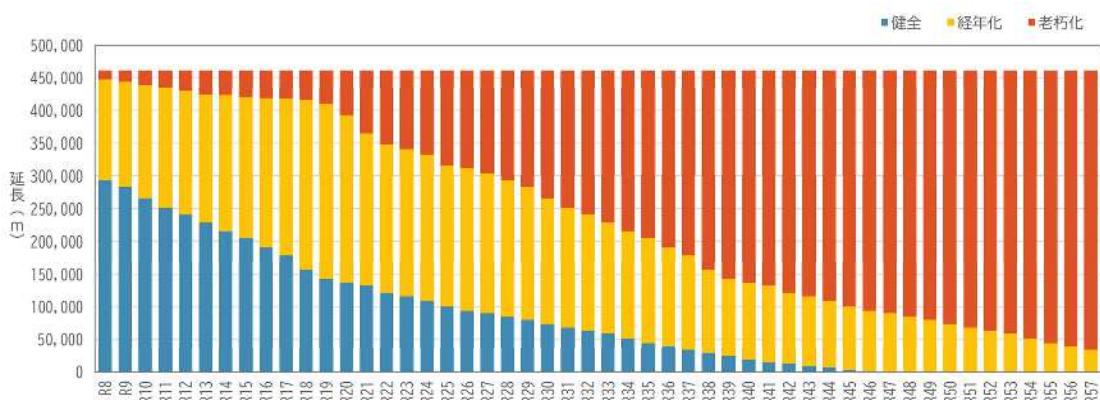
⁷ 健全度グラフの見方：「健全」は取得からの経過年数が法定耐用年数以内、「経年化」は取得からの経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍以内、「老朽化」は取得からの経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える資産を表します。

2) 管路 (P20 再掲)

管路については、昭和 40 年代以前の延長割合は低くなっていますが、昭和 50 年代～平成初期にかけて布設された配水管の延長割合が高くなっています。現在、これらの管路が一斉に耐用年数を迎えており、更新を進めています。今後、管路更新を行わなかった場合、10 年後の令和 17(2035) 年度には、耐用年数（40 年）を経過した経年管の占める割合はおよそ 60%まで上昇し、漏水等のリスクが高まることが懸念されます。



管路の健全度の見通し（更新しない場合）



5-3-2 法定耐用年数に準じた更新需要の把握（一部P45再掲）

ステップ②

老朽化した資産を建設工事費デフレーターと個別の建設単価に基づき、法定耐用年数に準じて更新した場合の更新需要を算出しました。更新需要が特定の期間に集中し、今後50年間で約1,660億円、年平均33億円が必要となります。

参考に、年平均33億円の更新費用を考慮して財政シミュレーションを行うと、令和17（2035）年度まで黒字を維持するには、遅くとも令和9（2027）年度には令和6（2024）年度供給単価（160.02円）を2倍（改定率100%）に改定する必要があります。しかし、この改定を行っても13億円の内部留保資金を確保できず、経営の維持が困難な状況です。



【参考】財政シミュレーション：改定率100%

項目	R5決	R6決	R7予	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
供給単価	円/m ³	159.30	160.02	157.73	160.02	320.04	320.04	320.04	320.04	320.04	320.04	320.04	320.04	
給水原価	円/m ³	167.15	177.17	194.59	199.15	215.99	231.61	243.64	257.02	267.53	282.51	298.25	316.28	333.13
収益的収支の損益	百万円	117	▲31	▲193	▲200	990	854	751	638	550	425	295	149	14
建設改良費	百万円	656	544	863	3,480	3,511	3,543	3,575	3,607	3,639	3,672	3,705	3,739	3,782
内部留保資金	百万円	1,385	1,384	1,219	▲4	566	854	751	638	550	425	295	149	14
企業債残高	百万円	3,689	3,560	3,660	5,123	5,620	5,845	6,184	6,613	7,120	7,719	8,431	9,278	10,245
累積欠損金	百万円			▲224	▲424	0	0	0	0	0	0	0	0	0

建設改良費は、構造物及び設備の更新需要と管路の更新需要のほかに事務費等を加算して、物価上昇を考慮している。

5-3-3 更新基準の設定

ステップ③

現有資産を法定耐用年数に準じて更新した場合、更新費用が多額となり、更新需要も特定の期間に集中してしまうことから、一定の更新基準に基づき更新費用を平準化する必要があります。このため、法定耐用年数によらず、資産ごとの実使用年数の状況や耐震性能等を考慮した、本市における水道事業資産の更新基準を以下のとおり設定します。

(更新基準表)

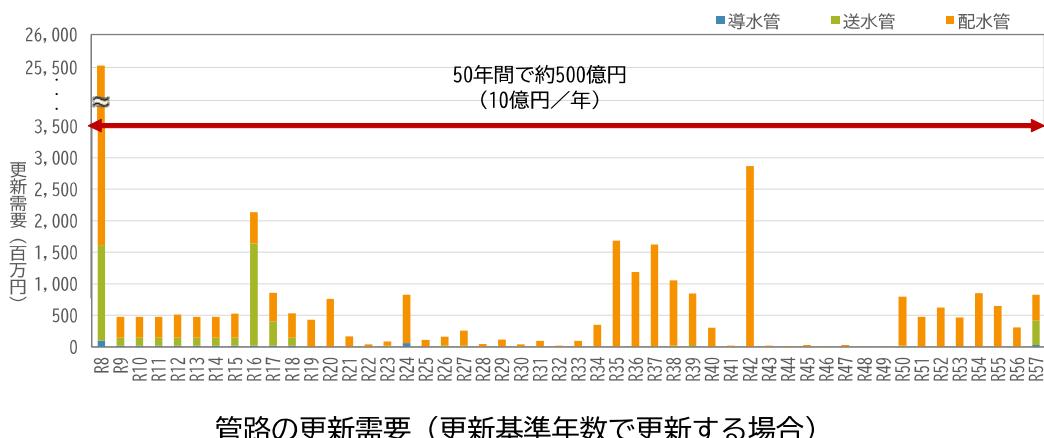
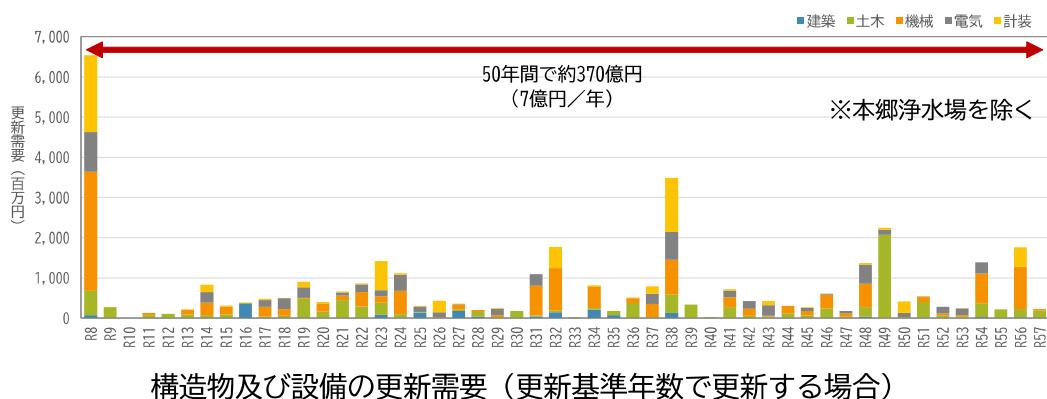
区分	工種・管種	法定耐用年数	更新基準年数※1	設定値
建築	建物	50年	65~75年	75年
土木	取水施設、浄水施設及び配水施設の構造物	60年	65~90年	90年
機械	ポンプ設備	15年	20~30年	20年※2
	滅菌設備	10年	15~25年	20年
	薬品注入設備	15年	15~30年	20年
	沈殿・濾過池機械設備	20年	20~30年	30年
	排水処理設備	20年	20~40年	25年
電気	受変電・配電設備	15年	20~40年	30年
	直流電源設備	15年	6~20年	20年
	非常用電源設備	15年	15~40年	25年
計装	流量計、水位計、水質計器	10年	10~25年	20年
	監視制御設備、伝送装置	9~10年	15~23年	20年
管路	鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管は含まない）	40年	40~50年	50年
	ダクタイル鋳鉄管（耐震型継手を有するもの：GX形）		100年	
	ダクタイル鋳鉄管（耐震型継手を有するもの：その他）		80年	
	ダクタイル鋳鉄管（K型継手を有するもの）		70年	
	ダクタイル鋳鉄管（その他）		60年	
	鋼管（溶接継手を有するもの）		70年	
	鋼管（その他）		40~70年	40年
	硬質塩化ビニル管		40~60年	40年
	ポリエチレン管（高密度、熱融着継手を有するもの）		40~60年	100年
	ポリエチレン管（その他）		40~60年	40年
	ステンレス管（耐震型継手を有するもの）		40~60年	60年
	ステンレス管（その他）		40~60年	40年
	その他（管種が不明なものなど）		40年	40年

※1 更新基準年数は、アセットマネジメント簡易作成ツール（国土交通省作成）の参考資料「更新基準の設定事例」による。

※2 ポンプ設備については、オーバーホールする場合は別途設定

老朽化した資産を建設工事費デフレーターと個別の建設単価に基づき、更新基準年数に準じて更新した場合の更新需要を算出しました。法定耐用年数による更新需要よりも費用が低減化されますが、今後 50 年間で約 870 億円、年平均 17 億円が必要となります。

参考に、年平均 17 億円の更新費用を考慮して財政シミュレーションを行うと、令和 17 (2035) 年度まで黒字を維持するには、遅くとも令和 9 (2027) 年度には令和 6 (2024) 年度供給単価 (160.02 円) を 1.7 倍 (改定率 70%) に改定する必要があります。この改定を行うことにより、13 億円の内部留保資金は確保できますが、企業債残高は令和 6 (2024) 年度決算 36 億円に対して、令和 17 (2035) 年度には 97 億円まで増加する見込みとなります。



【参考】財政シミュレーション：改定率 70%

項目	R5決	R6決	R7予	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
供給単価	円/m3	159.30	160.02	157.73	160.02	272.03	272.03	272.03	272.03	272.03	272.03	272.03	272.03
給水原価	円/m3	167.15	177.17	194.59	195.22	205.86	216.45	224.07	232.70	238.34	248.02	258.32	270.59
収益的収支の損益	百万円	117	▲31	▲193	▲168	674	582	516	443	396	315	230	130
建設改良費	百万円	656	544	863	1,837	1,853	1,870	1,887	1,903	1,921	1,938	1,955	1,973
内部留保資金	百万円	1,385	1,384	1,219	1,126	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
企業債残高	百万円	3,689	3,560	3,660	4,759	5,260	5,625	6,039	6,513	7,024	7,594	8,220	8,927
累積欠損金	百万円			▲224	▲391	0	0	0	0	0	0	0	0

建設改良費は、構造物及び設備の更新需要と管路の更新需要のほかに事務費等を加算して、物価上昇を考慮している。

5-3-4 緊急度・重要度等を踏まえた更新費用の平準化

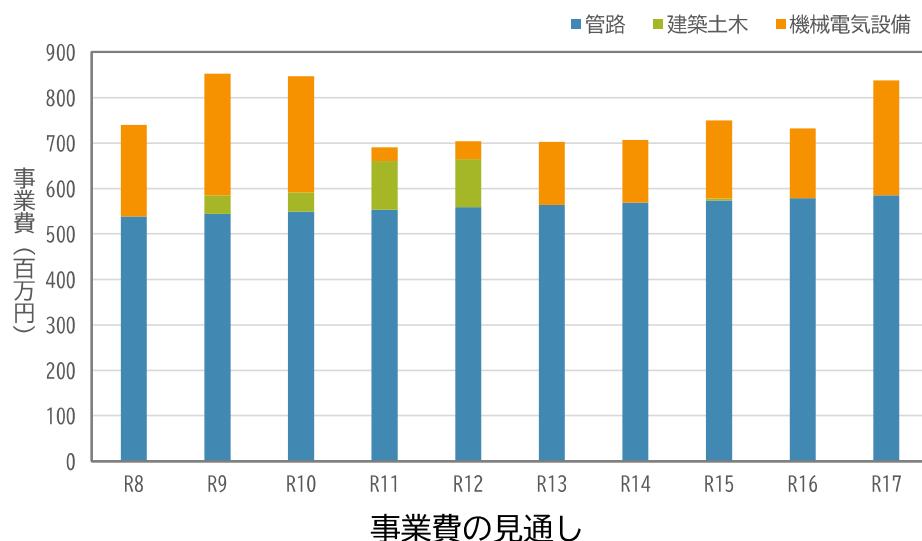
ステップ④

料金改定や企業債残高の増加の影響を抑制するため、計画期間における緊急度・重要度等を踏まえた更新費用の平準化を行いました。

計画期間内の10年間に実施可能な投資金額を勘案し、優先順位の低い投資の先送りや修繕対応による長寿命化を図るなど、緊急度や重要度を踏まえて更新費用の平準化（最適化）を検討した場合、更新費用の総額は約76億円（年平均7.6億円）となります。

この内、管路の布設、更新及び耐震化に係る事業費が56.1億円と最も多く、次いで機械・電気・計装設備の更新に係る事業費が16.5億円、建築土木施設の更新及び耐震化等に係る事業費が3.0億円となります。

年平均7.6億円の更新費用を考慮して財政シミュレーションを行うと、令和17（2035）年度まで黒字を維持するには、遅くとも令和9（2027）年度には令和6（2024）年度供給単価（160.02円）を1.35倍（改定率35%）に改定する必要があります。この改定を行うことにより、13億円の内部留保資金は確保でき、企業債残高は40億円を下回る水準で推移します。



【参考】財政シミュレーション：改定率35%

項目	R5決	R6決	R7予	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
供給単価 円/m3	159.30	160.02	157.73	160.02	216.03	216.03	216.03	216.03	216.03	216.03	216.03	216.03	216.03
給水原価 円/m3	167.15	177.17	194.59	192.82	196.90	202.79	205.16	206.88	205.50	208.26	211.55	216.77	220.65
収益的収支の損益 百万円	117	▲31	▲193	▲147	281	231	211	196	206	183	155	113	81
建設改良費 百万円	656	544	863	831	944	938	783	798	797	802	846	829	945
内部留保資金 百万円	1,385	1,384	1,219	1,140	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
企業債残高 百万円	3,689	3,560	3,660	3,859	3,960	3,907	3,732	3,595	3,460	3,350	3,297	3,271	3,376
累積欠損金 百万円				▲224	▲371	▲90	0	0	0	0	0	0	0

建設改良費は、構造物及び設備の更新需要と管路の更新需要のほかに事務費等を加算して、物価上昇を考慮している。

5-4 財政試算

5-4-1 財源確保の検討

ステップ⑤

将来の事業環境予測に基づいた収入及び支出の見込額と、投資試算において算定した更新需要を踏まえ、安定給水に必要な経費と老朽化した水道施設を計画的に更新していくための建設改良費の財源として、給水収益（水道料金）及び企業債を中心に財源確保の方策を検討し、計画期間の「投資・財政計画」を策定します。

なお、令和6（2024）年度決算において欠損金が計上されています。令和6（2024）年度供給単価では、支出に見合う収入が不足しているため、今後、累積欠損金が見込まれることから、適正な料金水準への見直しなどを含め、累積欠損金の早期解消に向けて取り組んで行く必要があります。

財政計画における前提条件を以下に示します。

財政計画における前提条件

実績5年平均値とは、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を指す

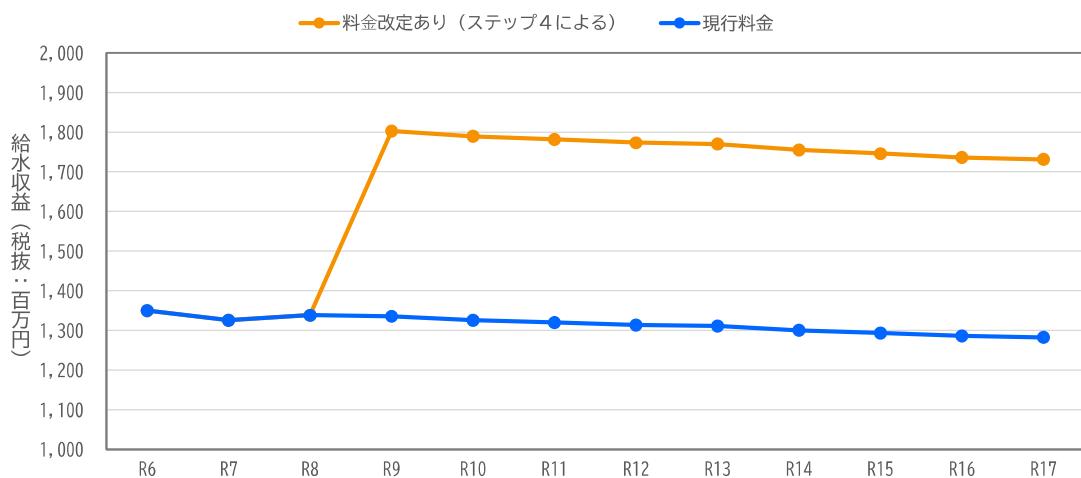
種別	区分	項目	単位	算出方法
基本情報		年間有収水量	千m ³	水需要予測結果に基づく
		年間配水量	千m ³	水需要予測結果に基づく
		供給単価	円／m ³	令和6（2024）年度実績値160.02円／m ³
		給水原価	円／m ³	（収益の支出計－長期前受金戻入－受託工事費）／年間有収水量
収益的 収支	収入の部	営業収益		
		料金収入	千円	年間有収水量×供給単価
		手数料	千円	実績5年平均値
		水道利用加入金	千円	実績5年平均値を給水人口と同一割合で減少する
		他会計負担金	千円	実績5年平均値（消火栓維持管理負担金）
		受託料	千円	令和4（2022）年度を除く実績平均値（下水道使用料徴収等受託料）
		営業外収益		
		他会計補助金	千円	未給水地域補助金9,000千円
		長期前受金戻入	千円	（既設）予定額+（新設）償却計算による
		その他収益	千円	実績5年平均値
	支出の部	特別利益	千円	東京電力株式会社の賠償金予定額300千円
		営業費用		
		職員給与費（給料等・報酬）	千円	損益勘定支弁職員数×1人当たりの単価（人件費上昇率を見込む）
		修繕費	千円	令和5（2023）年度実績値に+50,000千円を加えた金額に物価上昇率を見込む
		動力費・薬品費	千円	年間配水量×配水量1m ³ 当たりの単価（物価上昇率を見込む）
		受水費	千円	上水道の配水量の13%、令和7（2025）年度は予算額85,135千円 令和8（2026）年度以降は74.74円×受水量とする
		その他営業費用	千円	過去の実績や予算を参考に物価上昇率を見込む
		減価償却費	千円	既設分+新設分（構造物58年、管路38年、機械・電気・計装16年）
		資産減耗費	千円	資産減耗費=建設改良費×0.020
		営業外費用		
		支払利息	千円	（旧債）予定額+（新債）償却計算による
		特別損失	千円	実績5年平均値
資本的 収支	収入の部	企業債	千円	内部留保資金を13億円を確保しつつ、不足する額を起債
		他会計負担金	千円	消火栓設置費を計上
		工事負担金	千円	実績5年平均値
		国庫補助金・交付金	千円	管路の耐震化に係る交付金を計上
	支出の部	建設改良費（拡張工事費）	千円	実施事業に関わる工事費（物価上昇率を見込む）
		委託料	千円	工事請負費の5%を当該工事の前年に見込む
		職員給与費（給料等）	千円	資本勘定支弁職員数（正規+再雇用）×1人当たりの単価（人件費上昇率を見込む）
		負担金	千円	有間ダム負担金を計上
		固定資産購入費	千円	実績5年平均値に物価上昇率を見込む
		企業債償還金	千円	（旧債）予定額+（新債）償還計算による

1) 納水収益

納水収益は、有収水量の減少に伴い徐々に減少していく見込みです。水道事業の根幹である納水収益の減少は、直ちに事業収支の悪化につながるため、利用者の理解のもと、適正な水準での料金の見直しを適宜行うことが必要となります。

納水原価（納水に必要な経費）を賄い、健全な経営を維持していくため、令和9（2027）年度に令和6（2024）年度供給単価（160.02円）を1.35倍（改定率35%）に改定した場合、令和9（2027）年度以降の料金収入は18.0億円から17.0億円（税抜き）と見込みます。

（納水収益の見込み）

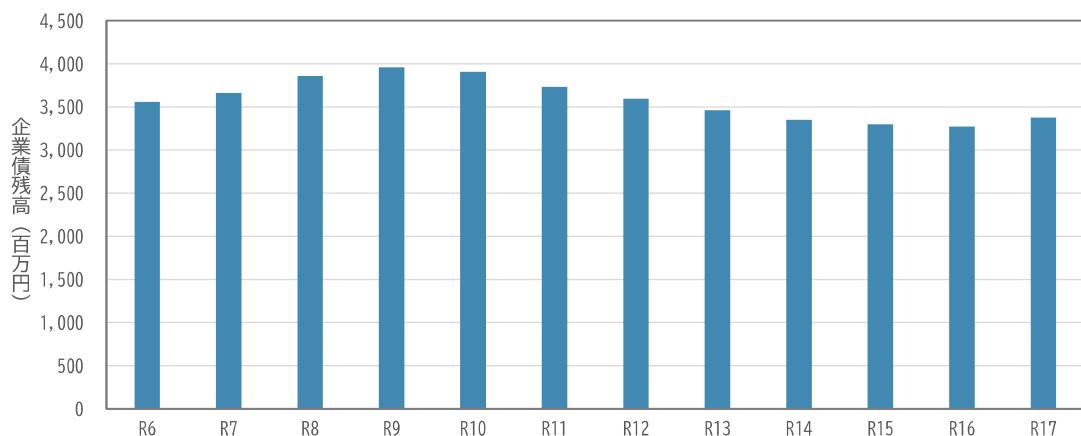


2) 企業債

投資の試算では、今後 10 年間において年平均 7.6 億円の施設更新費用が発生することから、その財源として計画的に企業債を借入れます。本市の財政規模からみた起債残高の上限額を 45 億円と定め、内部留保資金の状況や起債残高の推移等を勘案した場合、平均の借入限度額は 2.6 億円となります。

企業債を借入した場合の残高の推移は次のとおりであり、令和 17（2035）年度末には 34 億円となる見込みです。

（企業債残高の推移）



3) その他

地方公営企業の繰出基準に基づく繰入金や工事に伴う受益者からの負担金のほか、基幹施設の耐震化に伴う国庫補助金など、関係機関と調整し適正な財源確保に努めます。

また、令和 6（2024）年度決算において欠損金が計上され、今後、累積欠損金が見込まれることから、累積欠損金の早期解消に取り組みます。

5-4-2 投資・財政計画の策定

ステップ⑥

(収益的収入)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
◆営業収益	1,451,517	1,442,371	1,454,917	1,914,559	1,901,019
料金収入	1,350,055	1,325,733	1,338,247	1,803,177	1,790,000
手数料	2,986	3,284	3,312	3,312	3,312
水道利用加入金	52,700	64,320	68,240	62,952	62,589
他会計負担金	5,070	6,872	5,775	5,775	5,775
受託料	40,690	42,143	39,343	39,343	39,343
その他	16	19	0	0	0
◆営業外収益	253,636	244,303	234,000	233,845	234,257
他会計補助金	9,397	9,524	9,000	9,000	9,000
長期前受金戻入	242,505	233,448	223,792	223,637	224,049
その他	1,734	1,331	1,208	1,208	1,208
◆特別利益	1,128	302	300	300	300
合 計	1,706,280	1,686,976	1,689,217	2,148,704	2,135,576

※料金収入は現行料金(160.02円)を改定率35%(216.03円)で算定した。

(収益的支出)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
◆営業費用	1,706,774	1,833,684	1,795,878	1,814,768	1,843,235
職員給与費	131,020	145,561	145,442	146,736	148,062
修繕費	87,859	127,642	154,390	155,779	157,181
動力費・薬品費	123,545	148,036	122,680	123,267	123,078
受水費	76,490	77,396	92,217	91,841	90,969
その他営業費用	460,028	507,733	494,625	499,070	503,554
減価償却費	815,266	815,806	769,909	779,188	801,625
資産減耗費	12,567	11,510	16,615	18,887	18,766
◆営業外費用	30,538	35,318	40,454	52,394	61,173
支払利息	29,945	35,285	40,454	52,394	61,173
その他	593	33	0	0	0
◆特別損失※	277	10,569	310	310	310
合 計	1,737,589	1,879,571	1,836,642	1,867,472	1,904,718

※予算値の予備費含む。

(収益的収入-収益的支出)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支差引	▲ 31,309	▲ 192,595	▲ 147,425	281,232	230,858

単位:千円(税抜き)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1,892,446	1,883,875	1,880,054	1,865,153	1,855,220	1,845,072	1,839,675
1,781,791	1,773,582	1,770,125	1,755,651	1,746,146	1,736,425	1,731,456
3,312	3,312	3,312	3,312	3,312	3,312	3,312
62,225	61,863	61,499	61,072	60,644	60,217	59,789
5,775	5,775	5,775	5,775	5,775	5,775	5,775
39,343	39,343	39,343	39,343	39,343	39,343	39,343
0	0	0	0	0	0	0
233,505	230,468	222,330	222,273	220,446	219,976	221,644
9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
223,297	220,260	212,122	212,065	210,238	209,768	211,436
1,208	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208	1,208
300	300	300	300	300	300	300
2,126,251	2,114,643	2,102,684	2,087,726	2,075,966	2,065,348	2,061,619

単位:千円(税抜き)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1,850,470	1,854,110	1,831,070	1,839,611	1,854,774	1,884,909	1,910,477
149,388	150,764	152,108	153,466	154,842	156,234	157,642
158,596	160,023	161,464	162,917	164,383	165,863	167,355
123,455	123,593	124,152	123,968	124,072	124,574	125,324
90,451	89,834	89,462	88,636	87,955	87,476	87,232
508,079	522,645	517,252	521,900	526,591	553,823	568,598
804,842	791,295	770,691	772,682	780,009	780,354	785,418
15,659	15,956	15,941	16,042	16,922	16,585	18,908
64,949	64,597	64,959	64,943	65,414	67,280	69,467
64,949	64,597	64,959	64,943	65,414	67,280	69,467
0	0	0	0	0	0	0
310	310	310	310	310	310	310
1,915,729	1,919,017	1,896,339	1,904,864	1,920,498	1,952,499	1,980,254

単位:千円(税抜き)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
210,522	195,626	206,345	182,862	155,468	112,849	81,365

(資本の収入)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
◆企業債	179,000	400,000	460,100	338,100	168,700
◆他会計負担金	4,950	11,000	11,000	11,000	11,000
◆工事負担金	70,360	61,918	60,107	60,107	60,107
◆国庫補助金・交付金	2,350	55,250	0	0	17,400
合 計	256,660	528,168	531,207	409,207	257,207

(資本の支出)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
◆建設改良費	544,043	863,292	830,747	944,344	938,324
工事請負費	364,981	687,020	702,224	773,376	777,095
委託料	22,300	34,091	38,324	79,968	69,426
職員給与費	26,346	32,313	32,608	32,904	33,196
負担金	126,185	105,216	53,251	53,730	54,214
その他	4,230	4,652	4,340	4,366	4,393
◆企業債償還金	308,029	299,781	261,017	237,160	221,954
合 計	852,072	1,163,073	1,091,764	1,181,504	1,160,278

(資本の収入－資本の支出)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資本の収支差引	▲ 595,412	▲ 634,905	▲ 560,557	▲ 772,297	▲ 903,071

(補填財源説明)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
◆翌年度の繰越工事資金	32,780	0	0	0	0
◆補てん財源発生額	628,192	634,905	560,557	772,297	903,071
過年度分損益勘定留保資金	457,036	533,210	494,463	695,903	827,251
繰越工事資金	14,080	32,780	0	0	0
建設改良積立金	116,703	0	0	0	0
消費税調整額	40,373	68,915	66,094	76,394	75,820
◆翌年度繰越額(内部留保資金)	1,384,101	1,219,383	1,140,227	1,299,994	1,299,943

(その他)

年 度	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	令和8年度	令和9年度	令和10年度
累積欠損金	0	▲ 223,904	▲ 371,329	▲ 90,097	0
企業債残高	3,559,947	3,660,166	3,859,249	3,960,189	3,906,935

単位:千円(税込み)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
34,900	74,600	81,200	109,000	161,600	177,400	297,800
11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
60,107	60,107	60,107	60,107	60,107	60,107	60,107
17,600	17,700	17,900	18,100	18,200	18,400	18,600
123,607	163,407	170,207	198,207	250,907	266,907	387,507

単位:千円(税込み)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
782,970	797,818	797,056	802,097	846,108	829,259	945,385
662,368	671,204	669,510	671,524	715,849	692,605	804,400
27,985	33,177	33,277	35,472	34,321	39,861	43,333
33,496	33,796	34,104	34,408	34,712	35,028	35,344
54,701	55,194	55,691	56,192	56,697	57,208	57,723
4,420	4,447	4,474	4,501	4,529	4,557	4,585
209,996	211,275	216,811	219,004	214,205	203,459	192,690
992,966	1,009,093	1,013,867	1,021,101	1,060,313	1,032,718	1,138,075

単位:千円(税込み)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
▲ 869,359	▲ 845,686	▲ 843,660	▲ 822,894	▲ 809,406	▲ 765,811	▲ 750,568

単位:千円(税込み)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
0	0	0	0	0	0	0
869,359	845,686	843,660	822,894	809,406	765,811	750,568
666,928	572,172	585,139	553,223	559,245	544,604	561,452
0	0	0	0	0	0	0
140,761	210,522	195,626	206,345	182,862	155,468	112,849
61,670	62,992	62,895	63,326	67,299	65,739	76,267
1,299,980	1,299,903	1,299,993	1,299,946	1,300,000	1,299,947	1,299,901

単位:千円

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
0	0	0	0	0	0	0
3,731,839	3,595,164	3,459,553	3,349,549	3,296,944	3,270,885	3,375,995

第 6 章

フォローアップ

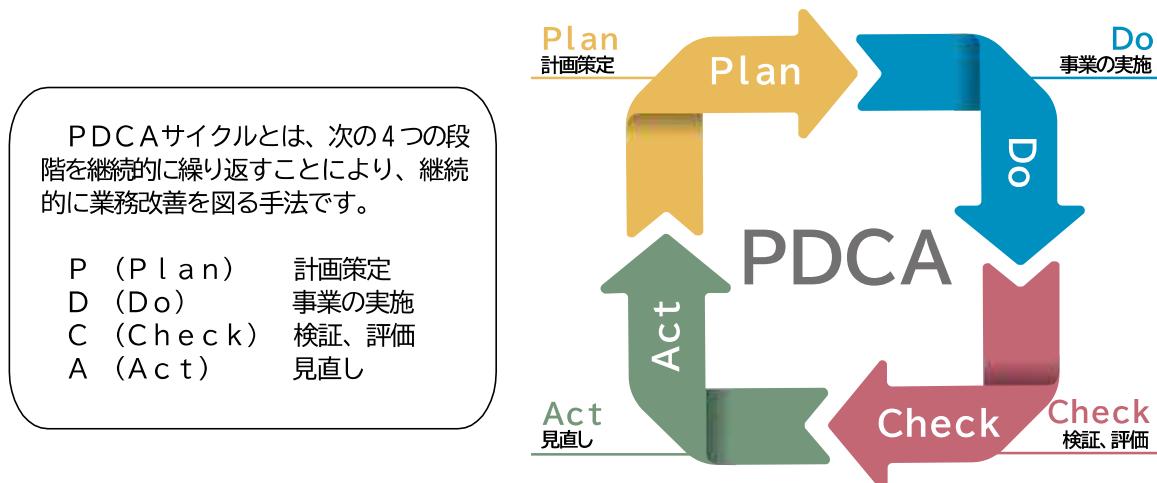
第6章 フォローアップ

6-1 進行管理

「飯能市水道ビジョン～経営戦略プラン～」は、本市水道事業の基本計画として位置付けますが、その次位計画として、「飯能市水道事業中期経営計画（前期）（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）」を同時に策定し、5年間の計画期間内において実施すべき具体的な目標値や事業計画等を定めています。したがって、本ビジョンの進行管理は、中期経営計画の進捗に基づき実施します。

中期経営計画に定めた個別事業等を円滑に進めていくための手法として、PDCAサイクルを活用し、毎事業期間終了時に事業の進捗状況や目標値の達成状況等の確認を行い、前期計画の最終年度（令和12（2030）年度）には事業評価（検証）を実施し、新たな課題等を踏まえた上で、「後期計画（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）」を策定します。

本ビジョン及び経営戦略は、50年先、100年先を見据えながら、今後10年間の将来を想定して計画しました。しかし、基礎データとした将来の人口や水量は、現時点で想定できる人口動態や水需要等の要因に基づくものであり、今後の社会情勢によっては大きく変化する可能性もあります。また、行政改革や経営効率化、広域化等事業経営に大きく影響を及ぼす要因も考えられます。本ビジョンで掲げた基本理念や理想像を実現するために、推進方策を定めていますが、より実効性のある計画とするためには定期的なフォローアップを実施することが重要です。各施策は、進捗状況を把握しながら推進し、途中段階において業務指標による分析等を行い、施策の実施効果を検証します。また、事業途中において本ビジョンや本経営戦略を見直す際には、計画策定（Plan）～事業の実施（Do）～検証、評価（Check）～見直し（Action）の連鎖である「PDCAサイクル」を実施し、取組の方向性の確認、重点的な方策等の追加や見直し等について検討を行い、関係者の意見を聴取しつつ更なる推進や見直しを進めています。なお、「飯能市水道事業ビジョン」で掲げた各方策の目標年度は令和17（2035）年度とし、その中間時期を目安に見直しを行います。



6-2 進捗状況等の公表

中期経営計画に定めた個別事業の進捗状況や目標値の達成状況等については、毎事業年度終了後に水道事業運営審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。また、進行管理を行っていく中で、事業の進捗率や目標値の達成状況が低いものについては、予算の組替えや事業内容の見直しを適宜行うこととし、事業評価に当たっては「投資・財政計画」と実績額の乖離及びその原因を分析し、次期計画である中期経営計画（後期）の策定に役立てます。

第 7 章

資料編

第7章 資料編

(1) 水道事業年表	1
(2) 飯能市の一般概況	4
(3) 給水人口等の推移	5
(4) 事業認可の概要	8
(5) 水利権の状況	9
(6) 拡張事業の概要	10
(7) 水道施設の概要	14
(8) 水道料金の変遷	16
(9) 用語解説	17



有間ダム



入間川の源

(1) 水道事業年表

西暦	主な出来事	
1928年	昭和3年1月	上水道の布設が計画される。
	昭和3年2月	飯能町議会で上水道の布設が議決される。
1930年	昭和5年7月	創設事業が認可される。
	昭和5年11月	水道部の設置が議決され、翌年に町役場内に事務所を築造する。
1931年	昭和6年8月	上水道創設事業を開始する。
1932年	昭和7年10月	上水道施設（白山浄配水場）が完成する。
	昭和7年11月	埼玉県下3番目の上水道施設として供用を開始する。完成祝賀式が行われる。
1940年	昭和15年4月	料金改定
1943年	昭和18年4月	飯能・精明・元加治・加治・南高麗の1町4か村が合併し、新たに飯能町となる。
1947年	昭和22年4月	料金改定
	昭和22年9月	カスリーン台風により取水施設が被災する。
1950年	昭和25年1月	料金改定
	昭和25年4月	水道事務所を大字飯能67番地に借用移転する。
1951年	昭和26年4月	料金改定
1952年	昭和27年7月	料金改定
1953年	昭和28年5月	上水道布設20周年記念式典が行われる。
	昭和28年5月	料金改定
1954年	昭和29年1月	飯能町が市制を施行し飯能市となる。
	昭和29年4月	元加治地区と新光の一部が飯能市から分離する。
	昭和29年5月	料金改定
	昭和29年10月	原市場簡易水道が認可される。
1955年	昭和30年4月	原市場村の簡易水道が給水を開始する。
1956年	昭和31年5月	料金改定
	昭和31年7月	第1期拡張事業を開始する。
	昭和31年9月	第1期拡張事業が認可される。
	昭和31年9月	吾野・東吾野・原市場の3か村が飯能市に合併する。（原市場簡易水道を市に移管）
1958年	昭和33年1月	本郷浄水場が完成する。（白山浄配水場を本郷配水場に変更）
1960年	昭和35年7月	第1期拡張事業が完了する。
1962年	昭和37年4月	地方公営企業法の財務規定を適用し、複式簿記の様式により会計処理を行う。
	昭和37年4月	料金改定
	昭和37年6月	南高麗地区簡易水道事業が認可される。
1963年	昭和38年4月	南高麗簡易水道が給水を開始する。
	昭和38年12月	第2期拡張事業が認可される。
1964年	昭和39年4月	第2期拡張事業を開始する。
	昭和39年6月	両吾野地区簡易水道事業が認可される。
1965年	昭和40年5月	両吾野浄水場が完成する。
	昭和40年7月	両吾野簡易水道が給水を開始する。
	昭和40年11月	本郷浄水場（新館）が完成する。
1966年	昭和41年6月	料金改定
1967年	昭和42年4月	地方公営企業法を全面適用する。
	昭和42年9月	本郷浄水場の配水池が完成する。
1968年	昭和43年3月	第2期拡張事業が完了する。

西暦	主な出来事	
1972年	昭和47年4月	第3期拡張事業を開始する。
	昭和47年4月	大口使用者（φ50mm以上）を除き、隔月検針に変更する。
	昭和47年5月	市役所本庁舎の完成に伴い、水道事務所が双柳へ移転する。
	昭和47年9月	第3期拡張事業が認可される。
1974年	昭和49年4月	機構改革により水道課が水道部となる。
1975年	昭和50年9月	水道利用加入金を創設する。
	昭和50年10月	料金改定
1977年	昭和52年5月	小岩井浄水場及び小岩井取水場が完成する。
	昭和52年7月	名栗簡易水道の創設事業が認可される。
1978年	昭和53年7月	南高麗簡易水道を上水道へ統合する。
	昭和53年7月	本郷水管橋が完成する。
1980年	昭和55年4月	名栗簡易水道事業が給水を開始する。
	昭和55年5月	上吾野地区簡易水道事業が認可される。
	昭和55年5月	小岩井取水堰が完成する。
	昭和55年7月	料金改定
1981年	昭和56年11月	有間ダムの定礎式が行われる。
1982年	昭和57年4月	量水器取替業務を全面委託化する。
	昭和57年5月	第3期拡張事業（第1回変更）が認可される。
	昭和57年5月	南高麗・両吾野・原市場簡易水道の廃止が認可される。
	昭和57年6月	両吾野及び原市場簡易水道を上水道に編入する。
	昭和57年10月	上吾野簡易水道浄水場が完成する。
1983年	昭和58年4月	上吾野簡易水道が給水を開始する。
	昭和58年6月	料金改定
1984年	昭和59年9月	野口入送水ポンプ場及び長尾坂配水場が完成する。
1985年	昭和60年6月	榎坂配水場が完成する。
1986年	昭和61年4月	有間ダムが運用を開始する。
1987年	昭和62年3月	倉掛配水場及び倉掛送水ポンプ場が完成する。
1988年	昭和63年2月	上吾野簡易水道の廃止が許可される。
	昭和63年3月	第3期拡張事業（第2回変更）が許可される。
	昭和63年4月	上吾野簡易水道を上水道へ編入する。
	昭和63年4月	料金改定
1989年	平成1年2月	美杉台配水場及び美杉台ポンプ場が完成する。
1991年	平成3年3月	第3期拡張事業が完了する。
1993年	平成5年2月	南高麗送水ポンプ場が完成する。
	平成5年2月	唐竹送水ポンプ場及び唐竹配水場が完成する。
	平成5年9月	永田台配水場及び永田台送水ポンプ場が寄贈される。
1994年	平成6年4月	水道部の事務所を第2庁舎に移転する。
1995年	平成7年2月	料金計算業務を全面委託化する。
	平成7年4月	検針業務を全面委託化する。
1996年	平成8年3月	坂石配水場及び坂石町分送水ポンプ場が完成する。
	平成8年4月	料金改定
1997年	平成9年3月	赤沢配水場が完成する。
1998年	平成10年4月	料金改定（消費税率3%を消費税率及び地方消費税率5%に改定）
	平成10年4月	第4期拡張事業を開始する。
	平成10年7月	第4期拡張事業が認可される。

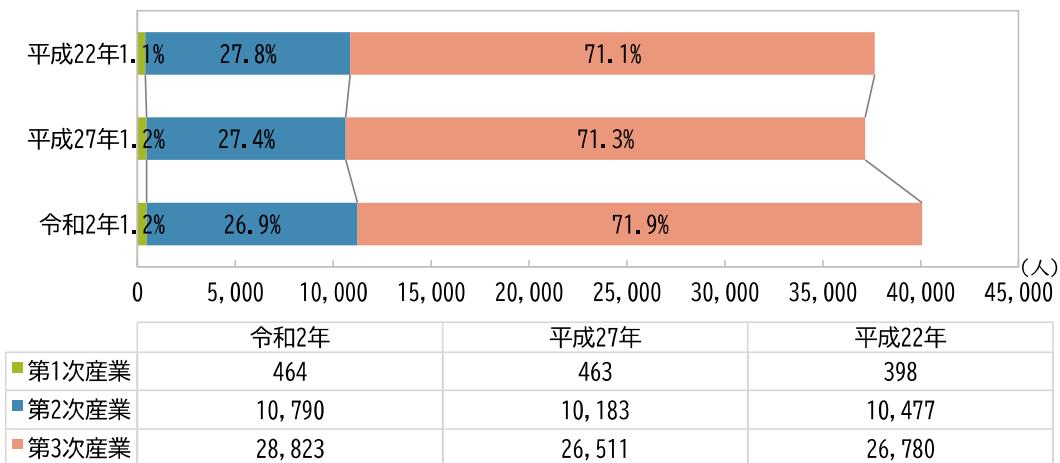
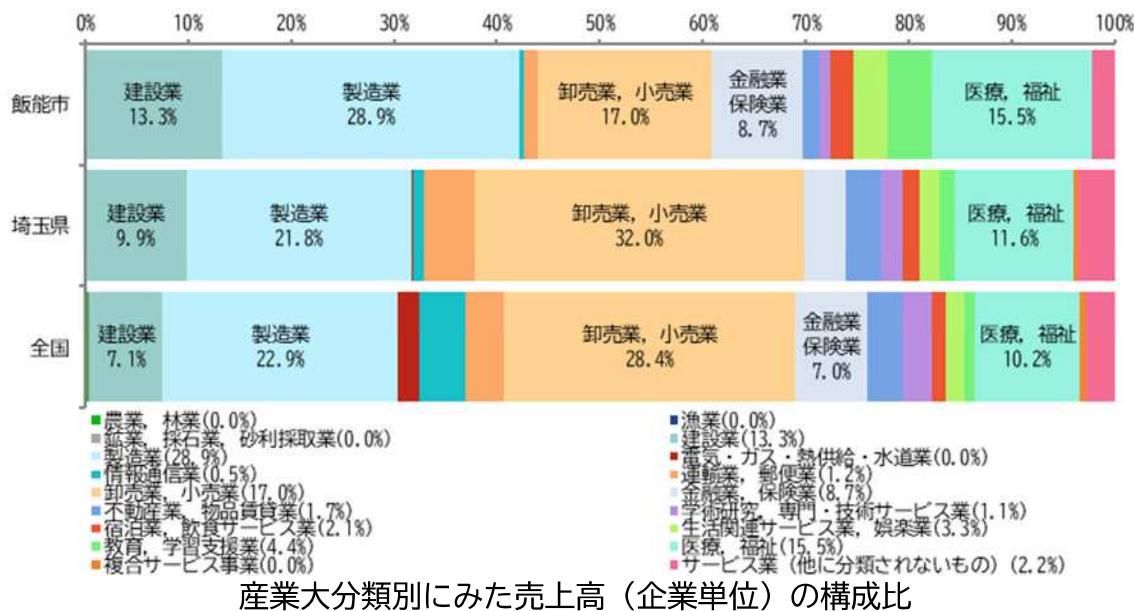
西暦	主な出来事	
2000年	平成12年2月	県水受水場及び大河原配水場が完成する。
	平成12年4月	埼玉県水道用水供給事業から県水の受水を開始する。
	平成12年4月	機構改革により水道部と下水道課が統合し、上下水道部となる。
2005年	平成17年1月	名栗村と合併し、名栗簡易水道は飯能市水道事業に統合せず、上下水道部の経営となる。
2006年	平成18年3月	「飯能市水道事業基本計画（飯能市地域水道ビジョン）」を策定する。
2007年	平成19年4月	水道部の事務所を本庁舎2階に移転する。
	平成19年5月	森林文化都市宣言推進事業として、ペットボトル水「飯能水」の販売を開始する。
2008年	平成20年3月	「飯能市水道事業危機管理計画」を策定する。
2009年	平成21年4月	機構改革により上下水道部から下水道課を分離し、水道部となる。
	平成21年9月	大河原第二配水池が完成する。
2010年	平成22年3月	小岩井第二配水池が完成する。
	平成22年4月	飯能市水道事業運営審議会を設置する。
2011年	平成23年4月	名栗簡易水道料金を上水道料金に統一する。
2012年	平成24年4月	ペットボトル水「飯能水」の製造販売事業を飯能市観光協会へ移管する。
2014年	平成26年4月	料金改定（消費税率及び地方消費税率を5%から8%に改定）
2015年	平成27年4月	料金改定
2016年	平成28年3月	「飯能市水道ビジョン-経営戦略プラン-」を策定する。
	平成28年4月	機構改革により水道部と下水道課が統合し、上下水道部となる。
2019年	令和元年10月	料金改定（消費税率及び地方消費税率を8%から10%に改定）
2020年	令和2年3月	埼玉県水道用供給事業の県水受水量を年間給水量に対する県水割合13%を基準に変更する。
	令和2年7月	新型コロナウイルス感染症による生活者支援のため、全ての使用者を対象に水道基本料金2か月分を免除する。
2024年	令和6年2月	能登半島地震に伴い石川県輪島市に給水車と職員を派遣し、応急給水活動を実施する。
2026年	令和8年3月	「飯能市水道ビジョン-経営戦略プラン-」を改訂する。

(2) 飯能市の一般概況

① 産業

売上高、就業人口ともに第3次産業が多くを占めていますが、建設業や製造業も埼玉県や全国と比較して、割合が高くなっています。

本市の特産としては、西川材のスギやヒノキが有名であり、江戸の大火や関東大震災の際には復興用材として供給されたことから、広く認知されるようになりました。



産業（大区分）別就業者数と割合

(3) 給水人口等の推移

年 度	行政人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水戸数 (戸)	備 考
昭和7年度	10,856	2,870	26.4		・供用を開始
8	11,918	3,070	25.8		
9	11,918	3,110	26.1		
10	11,918	3,200	26.9		
11	11,918	3,235	27.1		
12	11,918	3,360	28.2		
13	10,173	3,625	35.6		
14	12,750	4,670	36.6		
15	12,750	4,850	38.0		
16	12,750	5,100	40.0		
17	12,750	5,400	42.4		
18	26,788	5,695	21.3		・1町4か村合併により人口増
19	33,328	5,950	17.9		
20	32,706	6,170	18.9		
21	33,077	6,495	19.6		
22	34,526	6,792	19.7		
23	34,884	6,990	20.0		
24	34,792	7,249	20.8		
25	35,468	7,617	21.5		
26	35,420	7,816	22.1		
27	35,894	8,030	22.4		
28	36,386	8,230	22.6		
29	31,172	9,229	29.6		・下加治、新光の一部分離により人口減
30	31,620	9,927	31.4		・原市場簡易水道が給水を開始
31	44,308	11,071	25.0		・3か村合併により人口増
32	44,555	11,677	26.2		
33	44,621	13,150	29.5		
34	45,074	14,499	32.2		
35	45,377	16,138	35.6		
36	45,686	17,552	38.4	3,931	
37	46,366	19,434	41.9	4,476	
38	46,290	21,520	46.5	5,116	・南高麗簡易水道が給水を開始
39	46,782	25,689	54.9	6,176	
40	47,935	29,549	61.6	7,122	・両吾野簡易水道が給水を開始

年 度	行政人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水戸数 (戸)	備 考
昭和41年度	48,707	30,735	63.1	7,705	
42	49,764	32,327	65.0	8,295	
43	50,494	36,546	72.4	9,056	
44	51,276	38,582	75.2	9,716	
45	52,360	40,408	77.2	10,319	
46	53,259	42,202	79.2	10,934	
47	54,069	43,294	80.1	11,663	
48	54,922	45,066	82.1	12,091	
49	55,525	46,469	83.7	12,495	
50	56,089	48,548	86.6	13,174	
51	56,748	49,875	87.9	13,574	
52	58,025	52,023	89.7	14,336	
53	59,442	53,451	89.9	14,933	
54	60,698	55,362	91.2	15,554	
55	62,457	57,757	92.5	16,339	
56	63,830	59,416	93.1	16,928	
57	64,767	60,436	93.3	17,299	
58	65,282	62,353	95.5	17,843	・上吾野簡易水道が給水を開始
59	66,054	63,921	96.8	18,263	
60	66,866	65,629	98.2	18,751	
61	67,652	67,172	99.3	19,192	
62	69,024	63,486	92.0	20,050	・給水人口の見直しによる減
63	70,522	65,713	93.2	21,236	
平成元年度	72,154	67,422	93.4	22,082	
2	73,320	69,123	94.3	23,075	
3	74,681	71,241	95.4	23,958	
4	76,583	73,479	95.9	24,971	
5	78,324	75,850	96.8	26,157	
6	80,057	77,751	97.1	27,164	
7	81,087	79,014	97.4	28,045	
8	81,958	79,981	97.6	29,329	
9	82,414	80,573	97.8	29,854	
10	82,595	80,898	97.9	29,958	

年 度	行政人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水戸数 (戸)	備 考
平成11年度	82,900	81,155	97.9	30,062	
12	82,831	81,112	97.9	30,433	
13	82,733	81,177	98.1	30,542	
14	82,614	81,137	98.2	30,787	
15	82,387	80,852	98.1	31,073	
16	84,678	83,165	98.2	32,490	・旧名栗村との合併による人口増
17	84,251	82,706	98.2	32,782	
18	83,850	82,317	98.2	33,075	
19	83,602	82,110	98.2	33,453	
20	83,293	82,109	98.6	33,929	
21	83,054	81,918	98.6	33,973	
22	82,683	81,604	98.7	34,086	
23	82,240	81,196	98.7	34,398	
24	81,619	80,628	98.8	34,631	
25	81,089	80,130	98.8	34,853	
26	80,674	79,728	98.8	35,153	
27	80,364	79,414	98.8	35,426	
28	80,179	79,294	98.9	35,871	
29	79,902	79,042	98.9	36,042	
30	79,650	78,825	99.0	36,435	
令和元年度	79,343	78,559	99.0	36,737	
2	78,905	78,167	99.1	36,948	
3	78,496	77,774	99.1	37,287	
4	78,343	77,665	99.1	37,573	
5	78,278	77,611	99.1	37,908	
6	77,730	77,103	99.2	38,108	

(4) 事業認可の概要

上水道事業

名 称	申請年月日	申請番号	起工年月	竣工年月	給水開始年月	事業費(千円)	目標年月	計 画	
	認可年月日	認可番号						給水人口(人)	一日最大給水量(m ³)
創設	昭04. 01. 25		昭06. 08	昭07. 10	昭07. 11	239		12,000	1,332
	昭05. 07. 03	内務省玉衛第10号							
第1期 拡張	昭31. 01. 10	飯水発第8号	昭31. 07	昭35. 07	昭35. 08	79,333	昭42	18,000	4,500
	昭31. 09. 09	厚生省玉衛第845号							
第2期 拡張	昭38. 12. 17	飯水発第588号	昭39. 04	昭43. 03	昭43. 04	385,000	昭50	39,000	12,600
	昭38. 12. 28	厚生省収環第556号							
第3期 拡張	昭47. 07. 06	K330第461号	昭4802	昭57. 03	昭54. 08	3,200,000	昭58	89,800	43,545
	昭47. 09. 28	厚生省環第613号							
第3期 変更①	昭57. 04. 28	K360第373号	昭57. 06	昭63. 03	昭60. 04	5,000,000	平02	105,000	44,400
	昭57. 05. 28	厚生省環第319号							
第3期 変更②	昭63. 03. 25	飯水発第265号	昭63. 04	平09. 03	昭63. 04	10,404,929	平10	106,000	44,400
	昭63. 03. 31	厚生省生衛第752号							
第4期 拡張	平10. 01. 20	飯水発第1363号	昭10. 04	平18. 03	平10. 04	27,126,681	平17	108,500	52,900
	平10. 07. 27	厚生省収生衛第952号							

名栗簡易水道

名 称	申請年月日	申請番号	起工年月	竣工年月	給水開始年月	事業費(千円)	目標年月	計 画	
	認可年月日	認可番号						給水人口(人)	一日最大給水量(m ³)
創 設	昭52. 06. 14	名役企発第1467号	昭52. 07	昭55. 04	昭55. 04	621,282	昭54	2,660	818
	昭57. 07. 12	指令環第621号							

(5) 水利権の状況

水利権とは、河川の流水を取水し、利用することができる権利です。河川から水を取水し、利用するためには、河川法に基づく河川管理者の許可が必要であり、10年ごとに更新を行っています。本市の水利権の内訳は下表のとおりであり、昭和61年（1986）の埼玉県営有間ダム完成により、現在の水利権の約75%に当たる0.4m³/sの水利権を取得しました。また、県水受水場は日量8,415m³の埼玉県用水を受入れができる施設となっています。

(上水道事業)

水源名	種別	浄水場	水利権 (m ³ /s)	取水量 (m ³ /日)	取水地点
入間川（左岸）	伏流水	本郷	0.115 (既得)	9,950	大字飯能字向来458-1 先
入間川（左岸）	伏流水	本郷	0.034 (ダム)	2,937	
小計			0.149	12,887	
入間川（右岸）	表流水	小岩井	0.366 (ダム)	31,623	大字小岩井字元山1016-2 先
小計			0.366	31,623	
長沢川支流（左岸）	伏流水	両吾野	0.007	581	大字長沢315 先
小計			0.007	581	
北川（左岸）	伏流水	上吾野	0.0035	305	大字北川1038-4 先
小計			0.0035	305	
計			0.5255	45,396	
埼玉県水道用水供給事業				8,415	

(名栗簡易水道事業)

水源名	種別	浄水場	水利権 (m ³ /s)	取水量 (m ³ /日)	取水地点
入間川（右岸）	表流水	名栗	0.01	818	大字上名栗3435-2 先

(6) 拡張事業の概要

(創設期)

◆上水道創設事業（昭和5年度～）

本市の水道事業は、昭和5年に当時の市街地を給水区域とした計画給水人口12,000人、一日最大給水量1,322m³の上水道施設として創設認可を得て発足しました。昭和7年には、白山浄配水場の完成により、入間川左岸から伏流水を取水し、自然流下による配水が可能となりました。

許可年月日	昭和5年7月3日（内務省玉衛第10号）		
工期	昭和6年8月～昭和7年10月	総事業費	239千円
計画給水人口	12,000人	一日最大給水量	1,332m ³
給水区域	飯能町（原町、1丁目、2丁目、3丁目、宮本町、川原町、前田の各区、本郷の一部）		
主な内容	白山浄配水場の建設		



白山浄水場（創設事業）



本郷浄水場（第1期拡張事業）

(拡張期)

◆上水道第1期拡張事業（昭和31年度～）

給水開始後約10年間は順調に給水を続けてきました。その後、産業の進展、人口増加、一人当たりの消費水量の増加により拡張の必要がありました。第2次世界大戦の混乱期のため、実施を阻まれていました。終戦後の市町村合併等による急激な人口増加に対応するため、本郷浄水場の建設、既設浄水場の拡張が行われました。

許可年月日	昭和31年9月9日（厚生省玉衛第845号）		
工期	昭和31年7月～昭和35年7月	総事業費	79,333千円
計画給水人口	18,000人	一日最大給水量	4,500m ³
給水区域	原町、1丁目、2丁目、3丁目、宮本町、川原町、本郷、前田、柳原、笠縫、川寺、双柳、中山、青木、下加治、永田、大河原、阿須、落合、矢嵐、岩沢、中居の一部		
主な内容	本郷浄水場の建設、白山浄配水場を配水池に変更		

◆上水道第2期拡張事業（昭和39年度～）

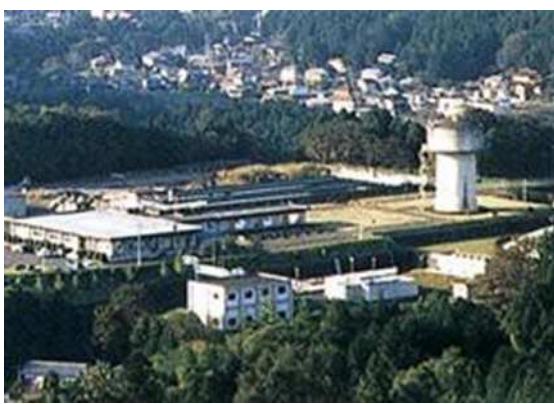
昭和38（1963）年には、給水人口が21,000人に達し、第1期拡張における一日最大給水量をはるかに上回り、また、給水区域外での井戸水等の水質汚染、水位の低下及び工場、住宅の建設等の給水要望に対応するため、本郷浄水場の拡張等が行われました。

許可年月日	昭和38年12月28日（厚生省収環第556号）		
工期	昭和39年4月～昭和43年3月	総事業費	385,000千円
計画給水人口	39,000人	1日最大給水量	12,600m ³
給水区域	原町、1丁目、2丁目、3丁目、宮本町、川原町、本郷、前田、柳原、笠縫、川寺、双柳、中山、青木、下加治、永田、大河原、阿須、落合、矢嵐、岩沢、中居、小岩井、岩渕、前ヶ貫、小久保、平松、川崎、芦苅場及び久須美の一部		
主な内容	本郷浄水場の拡張工事		

◆上水道第3期拡張事業（昭和47年度～）

第2期拡張事業後も人口増加に伴い、給水能力が不足する事態が生じていることや、丘陵地における大規模開発の給水需要に対応するため、入間川総合開発事業の一環として、埼玉県営の有間ダム計画に加入し、水利権を確保するとともに、10万人都市づくりに対応するため、小岩井浄水場を建設しました。

許可年月日	昭和47年9月28日（厚生省環第613号）		
工期	昭和48年2月～昭和57年3月	総事業費	3,200,000千円
計画給水人口	89,800人	1日最大給水量	43,545m ³
給水区域	山手町、本町、八幡町、新町、東町、柳町、仲町、稻荷町、南町、大字久下、原町、岩沢、笠縫、川寺、下川崎、新光、芦苅場、双柳の全部並びに飯能、中山、永田、大河原、久須美、小瀬戸、小岩井、阿須、落合、前ヶ貫、矢嵐、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、青木、中居、下赤工及び原市場の一部		
主な内容	小岩井浄水場の建設		



小岩井浄水場（第3期拡張事業）



有間ダム（第3期拡張事業）

◆上水道第3期拡張事業・第1回変更（昭和57年度～）

地価の高騰等により、無指定地域への人口が増加したため、施設能力及び経済性等を考慮し、南高麗、両吾野、原市場の各簡易水道を上水道へ統合しました。

◆上水道第3期拡張事業・第2回変更（昭和63年度～）

既認可でただ1か所統合されていなかった上吾野簡易水道を上水道へ統合し、また、丘陵地域に住宅都市整備公団、民間企業による開発が一部進められ、さらに今後の開発計画にも対応するため、給水区域の拡張等が行われました。

◆上水道第4期拡張事業（平成10年度～）

第3期拡張事業までの給水区域の拡張により、既得の水利権で不足する分を県水から供給を受けるために、県水受水場及び大河原配水場を築造しました。

許可年月日	平成10年7月27日（厚生省収生衛第952号）		
工期	平成10年4月～平成18年3月	総事業費	27,126,681千円
計画給水人口	108,500人	1日最大給水量	52,900m ³
給水区域	山手町、本町、八幡町、新町、東町、柳町、仲町、稻荷町、南町、飯能、原町、大字原町、久下、中山、久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田、栄町、緑町、横手、永田台一丁目、永田台二丁目、永田台三丁目、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、下川崎、新光、芦苅場、双柳、青木、中居、岩沢、笠縫、川寺、前ヶ貫及び矢嵐、美杉台一丁目、美杉台二丁目、美杉台三丁目、美杉台四丁目及び美杉台五丁目の全部並びに阿須、落合、岩渕、下畑、上畑、苅生、下直竹、上直竹下分、坂石町分、坂石、坂元、吾野、北川、南川、白子、平戸、虎秀、井上、長沢、原市場、下赤工、上赤工、赤沢、唐竹、中藤下郷、中藤中郷及び中藤上郷の一部（町名変更のみで区域拡張はない）		
主な内容	県水受水場及び大河原配水場の建設		



県水受水場（第4期拡張事業）



大河原配水場（第4期拡張事業）

◆名栗簡易水道創設事業（昭和52年度～）

名栗簡易水道は旧名栗村当時の昭和52（1977）年7月に給水人口2,660人、一日最大給水量818m³で認可を得て、昭和55（1980）年度から給水を開始しました。名栗簡易水道発足以前の旧名栗村の水道施設は、簡易水道7か所、自家用水道11か所で、水源のほとんどは沢水から取水していました。しかし、冬期には沢水が枯渇して取水に困難をきたし、観光客にも満足な飲料水を供給できない状態であることから、これらを統合して新たに村営の簡易水道を設置しました。

許可年月日	昭和52年7月12日（指令環第621号）		
工期	昭和52年度～昭和55年度	総事業費	621,282千円
計画給水人口	2,660人	1日最大給水量	818m ³
給水区域	入間川に沿って集落している住民地域のうち、標高450mから200mまでの区域		
主な内容	取水、導水、浄水、配水施設の建設		



名栗浄水場（名栗簡易水道創設事業）



名栗浄水場（名栗簡易水道創設事業）

(7) 水道施設の概要

(上水道)

系統別	施設名	所在地	敷地面積 (m ²)	施設概要
本郷	本郷取水場	飯能458-5	5, 680	集水管延長167m
	本郷浄水場			取水ポンプ6台 送水ポンプ5台
	本郷配水場	飯能1138-1	8, 336	配水池1, 200m ³ ×1池 配水池4, 000m ³ ×1池
小岩井	小岩井取水場	小岩井1016-2	4, 474	取水ポンプ4台 取水堰 自家発電機500KVA
	小岩井浄水場	小岩井709-1	35, 482	配水池8, 000m ³ ×1池 久須美送水ポンプ2台
				原市場・両吾野送水ポンプ5台
				南高麗送水ポンプ3台
	樺坂配水場	苅生390-5	904	配水池1, 400m ³ ×1池
	野口入りポンプ場	小瀬戸446-2	399	送水ポンプ3台
	長尾坂配水場	平戸126	528	配水池1, 000m ³ ×1池
	倉掛ポンプ場	原市場512-2	695	送水ポンプ3台
	倉掛配水場	中藤中郷344-1	1, 482	配水池1, 500m ³ ×1池
	唐竹ポンプ場	唐竹311-17	36	送水ポンプ2台
上吾野	唐竹配水場	唐竹314-24	118	配水池30m ³ ×1池
	赤沢配水場	赤沢617-1	441	パネル式配水池265m ³ 配水ポンプ3台
	美杉台ポンプ場	美杉台2-1-1	557	送水ポンプ4台 自家発電機150KVA
	美杉台配水場	美杉台5-15	4, 350	配水池下部1500m ³ ×1池 上部300m ³ ×1池
				揚水ポンプ2台 (高架式) 自家発電機50KVA
	永田台ポンプ場	永田618-5	754	送水ポンプ2台 自家発電機125KVA
	永田台配水場	永田台3-3-16	7, 372	配水池下部800m ³ ×1池 上部700m ³ ×1池
	坂石町分送水ポンプ場	坂石町分7-1	598	送水ポンプ2台
	坂石配水場	坂石359-1	607	配水ポンプ2台 配水池438m ³ ×1池
				自家発電機85KVA
両吾野	中峰加圧ポンプ1	大字井上字中峰597-1の一部		配水ポンプ
	中峰加圧ポンプ2	大字井上字間狩野549-1の一部		配水ポンプ
	石倉加圧ポンプ	大字原市場字小坂782-2の一部		配水ポンプ
	上直竹加圧ポンプ	上直竹下分178-1		配水ポンプ
	下加治増圧ポンプ	下加治96-1付近		配水ポンプ
県水	上吾野取水場	北川1038-4		集水管延長17. 01m
	上吾野浄水場	北川700-1	2, 234	配水池180m ³ ×1池 送水ポンプ2台
	岩井沢配水場	北川1183		配水池10m ³ ×1池
両吾野	上吾野加圧ポンプ	吾野761-2		配水ポンプ
	両吾野取水場	長沢315先		集水管延長16. 5m
	両吾野浄水場	長沢239	2, 290	配水池195m ³ ×2池
大河原	長沢加圧ポンプ場	長沢1217-4の一部		配水ポンプ
	県水受水場	大河原111-1	2, 456	送水ポンプ5台 受水槽930m ³ ×2 自家発電機500KVA
	大河原配水場	大河原714	4, 226	配水池3, 235m ³ ×1池 自家発電機100KVA 配水池3, 000m ³ ×1池

(有間ダム)

河川名	荒川水系入間川右支川有間川	堤体積	1,690,000m ³
位置	飯能市大字下名栗	常時満水位	EL. 311.5m
型式	中央土質遮水壁型ロックフィルダム	夏季制限水位	EL. 294.5m (7月1日～9月30日)
堤高	83.5m	総貯水容量	7,600,000m ³
堤頂長	260.0m	有効貯水容量	7,250,000m ³
堤頂巾	10.0m	集水面積	16.9km ² (1,690ha)

有間ダムは、昭和47（1972）年4月に建設事業に着手し、14年の歳月を経て、昭和61（1986）年3月に完成しました。当時の入間川下流域は、都市化により人家が密集し、出水のたびに災害に見舞われ、根本的な対策が必要とされていました。また、流域の本市、県営広域第一水道給水区域は、首都圏近郊に位置するため、人口の増加が激しく、深刻な都市用水の不足をきたしていました。有間ダムは、これらの問題に対処するため、入間川総合開発事業の一環として建設された多目的ダムです。本市では、入間川総合開発計画に参画し、協定に基づき建設費用の一部を負担し、19.2%を共有財産として所有しています。

（有間ダムの効果）

1. 洪水の調整：大雨により洪水のおそれがあるとき、ダムに水を貯めることで、下流域の流量を減らし、洪水を防止します。
2. 流水の正常な機能の維持：灌漑用水や河川流水の正常な機能の維持と増進を図ります。
3. 都市用水の確保：沿岸流域の本市上水道に34,560m³/日、県営広域第一水道へ25,920m³/日の水を供給します。

【出典】飯能市水道事業経営変更認可申請書（第4期拡張事業） 平成9年度

飯能市水道ビジョン等策定支援業務委託 令和6年度「01_現況の把握」

令和5年度飯能市水道事業水運用検討業務委託報告書

(8) 水道料金の変遷

改定年月日	料金改定の内容	家事用10m ³ 当たりの料金
昭和7年11月1日	・用途別一律料金により供用を開始する。	1円50銭
昭和21年4月1日		3円
昭和22年4月1日		10円
昭和22年9月1日		20円
昭和23年4月1日		30円
昭和23年6月1日	・取水施設復旧工事費分担金を徴収する。（使用料の5割）	45円
昭和24年4月1日	・分担金を廃止する。	55円
昭和25年1月1日	・使用水量10m ³ を超える分について超過料金を設定する。	55円
昭和26年4月1日		80円
昭和27年7月1日		100円
昭和28年5月1日		130円
昭和29年5月1日		150円
昭和31年5月1日		180円
昭和37年4月1日		210円
昭和41年6月1日	・基本料金を用途別に口径別を加えた料金体系へ変更する。	260円
昭和50年10月1日	・超過料金を過増制超過料金へ変更。水道利用加入金を採用する。	350円
昭和55年7月1日		450円
昭和58年6月1日	・簡易水道料金を上水道料金に統一する。 ・超過料金の使用水量区分を細分化する。	580円
昭和63年4月1日		680円
平成8年4月1日	・料金体系を用途別から口径別に変更する。 ・基本料金を廃止し、基本料金と従量料金の2部制とする。 ・水道料金及び水道利用加入金に消費税3%を転嫁する。	875円（税込）
平成10年4月1日	・消費税率を3%から5%に改正する。	892円（税込）
平成23年4月1日	・名栗簡易水道料金を上水道料金に統一する。	892円（税込）
平成26年4月1日	・消費税率を5%から8%に改正する。	918円（税込）
平成27年4月1日	・水道料金を平均12.3%改定する。	1,080円（税込）
令和1年10月1日	・消費税率を8%から10%に改正する。	1,100円（税込）

※昭和 24（1949）年以前については、使用水量の計量がないため、一戸当たりの平均により算出した。

※昭和 22（1947）年の台風により、取水施設が破損したため、昭和 23（1948）年 6 月から「飯能町上水道水源地集水装置復旧工事費分担金賦課徴収条例」により、上水道使用量額の 5 割を分担金として、使用料とともに徴収した。

(9) 用語解説

本ビジョン及び本経営戦略に関連する専門的用語を以下に説明します。

あ行

■ アセットマネジメント

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指します。

いちにちさいだいきゅうすいりょう

■ 一日最大給水量

年間の一日給水量のうち最大の給水量のことをいいます。

いちにちへいきんきゅうすいりょう

■ 一日平均給水量

年間総配水量を年日数で除した1日当たり平均水量のことをいいます。

えいぎょうしうえき

■ 営業外費用

主として、金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生じる費用をいいます。支払利息、企業債取扱諸費、繰延勘定償却及び雑支出がこれに当たります。

えいぎょうしうえき

■ 営業収益

主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものとなります。水道事業においては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載することになっています。

えいぎょうひよう

■ 営業費用

主たる事業活動に伴って生じる費用をいいます。水道事業においては、原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分して記載することになっています。

おうきゅうきゅうすい

■ 応急給水

地震、渇水及び配水施設の事故などで水道による給水ができなくなった場合、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水、仮設給水などを行い、飲料水を給水することをいいます。

おうきゅうふつきゅう

■ 応急復旧

通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧）をいいます。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から実施します。

か行

かんろ

■ 管路

水などの流体が流れる管のことをいいます。

きぎょうさい

■ 企業債

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債のことをいいます。

・

きぎょうさいざんだか

■ 企業債残高

企業債等による外部資金の借入金の残高のことをいいます。

きぎょうさいしょうかんきん

■ 企業債償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額又は定期間に支出する元金償還金の総額をいい、地方公営企業の経理上、資本的支出として整理されます。

きほんりょうきん

■ 基本料金

二部料金制において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のことをいいます。使用量に応じて徴収する従量料金との合計額が水道料金となります。

きゅうすいきなじんこう

■ 給水区域内人口

水道事業者が認可を受け、一般の需要に応じて給水サービスを行うこととした区域内の居住人口をいいます。

きゅうすいげんか

■ 給水原価

有収水量 1m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表したものです。

きゅうすいしゅうえき

■ 給水収益

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料をいいます。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。

きゅうすいじんこう

■ 給水人口

給水区域内に居住し、水道から給水を受けている人口をいいます。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれません。

きょうきゅうたんか

■ 供給単価

水道利用者から徴収した水道料金である給水収益を年間総有収水量で除した数値であり、有収水量 1m³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているか表すものです。

きゅうすいふきゅうりつ

■ 給水普及率

現状における給水人口と行政区域内人口の割合をいいます。給水普及率は計画給水区域における人口のうち現状の給水人口との比で、水道普及率とは異なります。

きゅうすいりょう

■ 給水量

給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のことをいいます。

きんきゅうしゃだんべん

■ 緊急遮断弁

地震による揺れや管路の破断による異常流量の発生などを検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に閉止する機能を持ったバルブのことをいいます。配水池の流出管などに設置し、緊急時の貯水量を確保するために利用されます。

けいえいしひょう

■ 経営指標

各公営企業の経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を表す指標のことをいいます。経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用し、経年変化や類似団体との比較等の分析を行うことも有効とされています。

けいえいせんりやく

■ 経営戦略

公営企業における経営戦略とは、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあることを踏まえ、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うための中長期的な経営の基本計画のことをいいます。

けいえいひくぶんせきひょう

■ 経営比較分析表

公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合せた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができるから、公営企業（水道事業）における経営指標を取りまとめたものをいいます。

けいかくしゅすいりょう

■ 計画取水量

取水地点から浄水施設までの損失水量（漏水量など）と、計画一日最大給水量を考慮して定める取水量をいいます。

げんかしょうきやくひ

■ 減価償却費

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理又は手続を減価償却といい、この処理又は手続によって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。

げんすい

■ 原水

浄水処理する前の水のこと。水道原水には大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水、地下水には伏流水、井水などがあります。

こうしんこうじ

■ 更新工事

老朽化した施設・設備の機能を回復させるため、取替えあるいは再建設を行うこと。その対象に応じて、施設更新、管路更新、設備更新と呼ばれます。

こうしんじゅよう

■ 更新需要

現有する水道施設を更新した場合に係る投資費用のことをいいます。

さ行

ざんりゅうえんそ

■ 残留塩素

消毒を目的として次亜塩素酸ナトリウムなどを水に注入することによって生じた塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消失せずに残留している塩素のことをいいます。

しせつりようりつ

■ 施設利用率

1日当たりの給水能力に対する1日平均配水量の割合を示したもので、水道施設の経済性を総括的に判断する指標です。この比率が大きいほど効率的な施設運転を実施しているものといえます。

じかはつでんせつび

■ 自家発電設備

電力会社から供給を受ける電力とは別に、停電時等に事業所内で必要な電力を自前で賄うための発電設備のことをいいます。

じぎょうけいぞくけいかくびーしーぴー

■ 事業継続計画 (BCP)

Business Continuity Plan を略して BCP と呼び、水道事業の継続に影響を及ぼす事態が発生した場合においても、事業を維持し、又は早期に事業を回復せるための計画をいいます。

発災後から対応を始めるのは困難であるため、平時から災害に備える事業継続のための計画を立てることで、発災時からの事業回復のスピードアップや機能レベルの向上を図ることができます。

しほんてきしゅうし

■ 資本的収支

企業の資産を取得するために要する費用（支出）とその財源（収入）の収支のことをいいます。資本的収入には、国庫補助金、企業債等が計上され、資本的支出には、建設改良費、企業債償還金等が計上されます。

しゅうえきときしゅうし

■ 収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出をいいます。収益的収入には給水サービス提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には水道水を製造したり、使用者へ水道水を送るための施設を維持管理するのに必要な経費（人件費・修繕費など）や、企業債利息、さらには固定資産の減価償却費などのように、現金支出を伴わない経費なども含まれます。

しゅすい

■ 取水

地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い原水を取り入れることをいいます。

じゅうりょうりょうきん

■ 従量料金

従量料金は、使用水量に応じて負担していただく料金で、水が限られた資源であることから使用水量が多くなるほど1立方メートル当たりの単価が高くなるように設定されています。

じょうすいしょり
■ **浄水処理**

原水に薬品を注入するなどの処理を行い、水質基準に適合した安全な水道水に処理することをいいます。

じょうすいじょう
■ **浄水場**

浄水処理に必要な設備がある施設のことをいいます。原水水質によって浄水方法が異なりますが、一般的な浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈澱池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがあります。

しんすいどう
■ **新水道ビジョン**

厚生労働省では、平成 16（2004）年に今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に對処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に明示する「水道ビジョン」を公表し、平成 20（2008）年には、水道ビジョンを時点に見合った内容に改定しました。

その後、日本の総人口の減少や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため全面的に見直しが行われ、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取組の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担が提示されたものとして、平成 25（2013）年 3 月に厚生労働省によって「新水道ビジョン」が策定されました。

すいげん
■ **水源**

一般に取水する地点の水をいいますが、河川最上流部やダム湖などその水の源となる地点の水を指す場合があります。水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水があります。

すいしつきじゅん
■ **水質基準**

水を利用し、供給し又は排出する際に、標準とすべき基準をいいます。主な法的基準としては、水道法（水道水）、環境基本法（水質環境基準）などがあります。

すいしつけんさ
■ **水質検査**

配水池水や給水栓水のような净水について水質試験を行い、その結果を水質基準項目ごとの基準値や塩素消毒の基準に照らして適合しているかどうかを判定することをいいます。水道では、水道法施行規則及び通知によって、定期及び臨時の水質検査の項目、頻度、採水場所等が定められていますが、必要に応じて水質検査を行い、水源の水質監視、浄水処理工程の水質管理、送・配・給水施設における水質管理を行うことが重要です。

すいどう
■ **スマート水道メーター**

通信機能を備えた水道メーターで、現地を訪問せずに検針データを得ることができるもののスマート水道メーターの導入によって、検針業務の効率化だけでなく、漏水事故の早期発見やお客様サービスの向上、効率的な施設の維持管理・設備投資が可能になるなど、様々な効果が期待できます。

そうすいかん
■ **送水管**

浄水場から配水池まで净水を送る施設（管路）のことをいいます。

た行

たいしんかん

■ 耐震管

地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない離脱防止機能を有する管路のことをいいます。

たいようねんすう

■ 耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のことをいいます。その年数は、使用及び時間の経過による物質的原因と技術の進歩による陳腐化などの機能的原因に基づき、過去の経験等を参考として決定します。地方公営企業においては、有形固定資産は地公企則別表2号、無形固定資産は同則別表3号による年数を適用することとされています（同則7条、8条）。

だんすい

■ 断水

計画的な洗管作業及び管布設・更新工事等や突発的な事故などによって水道施設の機能が停止し、一時的に水道水の供給が滞ることをいいます。

でいーえっくす

■ D X

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、「デジタル変革」を意味します。経済産業省では「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革とともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化や風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されています。

どうすいかん

■ 導水管

水道施設のうち、取水施設を経た水を浄水場まで導く施設である。

な行

にんか

■ 認可

水道事業の創設、又は水道事業の拡張等、事業の条件を変更する際に、所管官庁である国土交通省、都道府県にその審査を受けることをいいます。

なお、令和6（2024）年3月まで厚生労働省が行ってきた水道行政は、令和6（2024）年4月から国土交通省と環境省に移管されました。水道施設の整備や管理は国土交通省が所管するため、認可についても令和6（2024）年4月に国土交通省へ移行されました。

は行

はいすいかん

■ 配水管

水道施設の一つで、配水池から布設された口径が300mm以上で給水管の分岐がない配水本管と、配水本管から分岐した配水支管があり、配水池から各家庭へ送り届けるための管のことをいいます。

はいすいち

■ 配水池

水道施設の一つで、浄水場から浄水処理された水を受け、配水区域内の水需要量に応じた配水を行うための浄水貯留池のことをいいます。配水量の時間変動を調整する機能のほか、地震時等の非常時にも一定の時間、水量、水圧を確保できる機能を持つことが必要とされています。

■ PAC (ポリ塩化アルミニウム)

1960年代、日本で開発された無機高分子凝集剤で、ポリ塩化アルミニウムを略して「PAC（パック）」といいます。PACは、アルミニウムをあらかじめ加水分解重合させたもので、硫酸アルミニウムと比較すると、適正凝集pH範囲、適正注入率の許容幅、高・低濁時の凝集効果、アルカリ消費量、フロックの沈降速度などの面で有利であるとされています。

■ バックアップ

水道施設が被害を受けた場合でも、その機能低下を最小限に抑え、又は代替し、若しくは補完するなどによって、断水や減水区域を最小限にして給水の継続を図るものです。

■ 表流水

河川、湖沼、貯水池等、陸地表面に存在する水のことをいいます。

ま行

■ 水安全計画

食品衛生管理手法であるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の考え方を取り入れ、水源から蛇口までのあらゆる過程において、水道水の水質に悪影響を及ぼす可能性のある全ての要因（危害）を分析し、管理対応する方法をあらかじめ定めるリスクマネジメント手法のことをいいます。

■ 水運用

水源から需要者へ安定的に給水を行うため、水源水量予測及び配水量予測に基づき、原水及び浄水の適正な配分計画を立て、取水から送配水まで水道施設全体の中で水を効率的に運用することをいいます。

■ 無効水量

使用上無効とみられる水量のことをいいます。配水本支管、メーターより上流部での給水管からの漏水量、調定減額水量、他に起因する水道施設の損傷などによって無効となった水量及び不明水量をいいます。

■ 無収水量

配水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量のことをいいます。事業用水量、メータ一不感水量、その他、公園用水、公衆便所用水、消防用水などのうち料金その他の収入が全くない水量をいい、有効無収水量ともいいます。

や行

■ 有効率

有効水量を配水量で除した指標値のことをいいます。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となります。

ゆうしゅうすいりょう

■ 有収水量

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量。料金水量、他水道事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消防用水などで、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量のことをいいます。

ゆうしゅうりつ

■ 有収率

有収水量を給水量で除したものをいい、単位は%で表します。

ら行

ろうきゅうかん

■ 老朽管

法定耐用年数（布設から 40 年）を超過した管路のことをいいます。

ろうすいちょうさ

■ 漏水調査

漏水の位置、量、原因などを調査することをいいます。この調査を行うことで道路陥没、路面凍結による交通事故、水圧低下による出水不良、水道水の汚染、他施設への浸水等地上漏水、地下漏水としての二次的被害を防止することができます。

飯能市上下水道部



〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

電話番号：042-973-2111（代表）ファクス番号：042-974-0044

<https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagisu/jogesuidobu/index.html>

